

ている。手形貸付の内訳は不明であるが、この実態からして、本人または同族の経営する企業への貸付けが多くあることが推測されよう。資産総額九百六十五万五千五百五十五円のうち、手形貸付金が七七パーセントを占めていることから、この手形貸付の在り方は問題を含むものであった。

欠損見込額八百四十万四千四百六十七円は資産総額の八七パーセントに相当する。資産の九割近くが欠損に見込まれている状況では、銀行の正常な運営などはおぼつかなく、経営破綻を明示するものであった。

参考文献

高橋亀吉「明治大正財界変動史」

「実業之佐賀」三巻一号

三 社会問題と社会事業

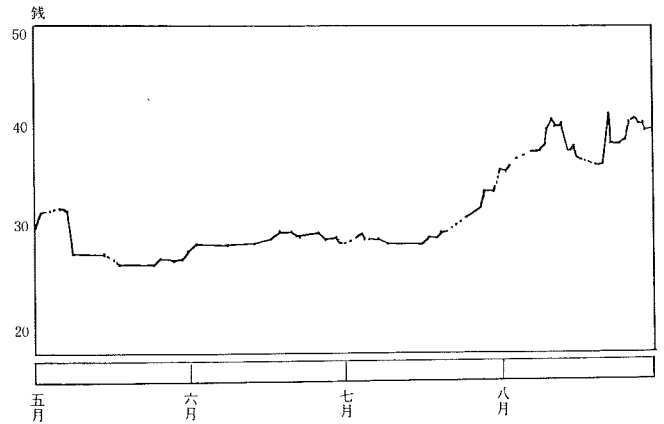
(一) 佐賀地域の米騒動と炭坑争議

大正七年（一九一八）に各地で大きな社会問題になった米騒動は、日本資本主義が抱える諸問題が深刻になったことの現われであった。米騒動がおよぼした影響は、はかりしれないものがあったが、佐賀県下では炭坑争議と米騒動が結合した形態で進行し、激しい運動が行われた。

1 米価騰貴と米騒動

大正七年八月九日付の『佐賀新聞』には「正米の大暴騰、白米一升四拾銭」という見出しの下に正米騰貴にふれている。それによれば「昨日市内に於ける四、五の米屋に就きて小売白米の値段を調査するに、定期市場全国各取引所とも停止又は休止し居るも正米は夫に反し益々暴騰一方にして、一向低落の模様見へざれば、同業者に於ても一同申合せの上一足飛びに各等二銭方の値上断行し、昨日より左の通り実施せりと、一等米四十五銭、二等米四十拾銭、三等米四十銭」と報道している。

図(1) 米価の変動 (大正7年5月1日~同年8月31日)



ところが、これより三か月前の大正七年五月十日の価格は、佐賀駅通りの瀬戸口商店では、石当り白米一等二十八円五十銭、二等二十八円二十銭、三等二十八円である。『佐賀新聞』十一日付に出ている。また一月前の七月九日付の同新聞には、瀬戸口商店の値段として、石当り白米一等三十円五銭、同二等二十九円七十五銭、同三等二十九円四十五銭と伝えている。七月初めの段階でも、市内小売価格は、一等一升三十銭ぐらゐであった。これが八月初めには一等四十銭になったことから、正米大暴騰と報道されたのであった。

米小売価格は、五月以降次第に騰貴していたが、それが著しくなったのは、七月中旬以降である。米価騰貴の状況を『佐賀新聞』に連日掲載されている八戸町北島商店の価格によつてみれば、図(1)のようである。

大正七年五月七日までは、白米中級で一升当り三十銭から三十一銭台であり、比較的高い。しかしながら、図示していないが、大正七年一月から五月までの北島商店の白米中級の価格をみれば、一月五日二十四銭であり、以後一月はほぼ二十四銭台の値段である。また二月は六日ごろまでが二十四銭台であるが、七日以降は二十五銭台になり二十二日には二十七銭とやや高くなる。

三月は二十七銭台から二十八銭台の値段が続く、四月には十四日までは二十八銭台であるが、十五日は二十九銭二厘と二十九銭台になり、これが二十五日まで続いている。更に二十六日は三十銭になり、この三十銭台の値段が図(1)にあるように五月七日まで継続する。

それゆゑ、五月初めの米価は、一月から次第に騰貴してきた米価のピーク時のものである。しかし、この三十銭台の米価も、五月八日には二十七銭五厘と三銭ほどピーク時より安くなる。二十七銭台が十四日まで続き、十六日より二十三日までは二十六銭台になり、米価低下がしばらく継続している。しかし、二十四日から六月一日までは再び二十七銭台になり、以後は高値になっている。六月は二十八銭から二十九銭台まで、五月中旬から末にかけての価格より二〜三銭高い。七月も七日まで二十九銭台であり、九日から十五日までは二十八銭台となり一銭安くなるが、これも長く続かず、十六日から再び二十九銭台になり、二十三日は三十一銭と五月のピーク時の価格になっている。そして二十七日は三十三銭一厘とピーク時の米価を越え、その後は価格騰貴が激しく、八月一日には三十六銭一厘と一週間ほどの期間に五銭も上がっている。六日は三十七銭五厘、九日は三十九銭五厘となり、十日はついに四十銭五厘と四十銭の高価格になっている。一月初旬から七月中旬ごろまでは、一か月の価格上昇が一〜二銭であり、緩慢な上昇が続いていたが、七月下旬から八月十日までは約十銭騰貴している。この間の価格騰貴が激しかったことがうかがわれる。八月十三日には三十七銭六厘と前日より二銭四厘低下し、十六日には三十六銭八厘と三十六銭台になり、これが二十日まで続いている。以後二十二日、二十三日が三十八銭台であることを別とすれば、月末まで三十九銭から四十銭の高値になっている。

米価は、このように七月二十日以降から急激な上昇をたどり、なかんずく八月初旬から中旬にかけては大幅に騰貴している。

米価の騰貴がきわめて著しかったことは、外の物価変動をみても明らかである。

佐賀商業会議所が佐賀市について調べた大正六年（一九一七）十二月末と大正七年八月末の諸物価をみれば、表(1)のようである。

玄米は、大正七年八月には前年の十二月末に比べて六〇パーセント近く騰貴している。白米の価格上昇は更に大きく、白米上等一升が二十二銭から四十一銭五厘に、また中等が二十一銭八厘から四十銭七厘五分、更に下等が二十一銭七厘から三十九銭七厘五分と騰貴し、八か月の間に白米上等で八八パーセント、中等で八七パーセント、下等で八三パーセントも騰貴している。

これに対して、ほかの物品はそれほど上がっていない。薪炭では二〇パーセント台の上昇率であり、生糸もほぼ同じ率である。また漬物類も二五〜二八パーセントの価格騰貴となっている。一方醬油は一〇パーセント台の上昇幅で、日常必需物資としては価格上昇率が低い。似たようなものに酒と絹織物があり、前者では六〜一〇パーセント、後者は八〜一〇パーセントの上昇になっている。穀類を除いて最も価格騰貴が激しいのが茶と紙である。茶の場合は、玉露二等が六〇パーセント、同三等でも五〇パーセント、また煎茶三等も五〇パーセントと著しく騰貴している。また紙では、洋紙小倉白半が七二パーセントも上がっている。茶の値上りは、庶民にとっては影響が大きかったとみなせる。乾物が二二〜三三パーセント、綿糸二五〜三六パーセントと上がっているが、これらは薪炭などの価格変動と類似した動きを示している。

表(1) 諸物品の価格

物品名	価 格	大正6年12月末	大正7年8月末	上昇率 %
穀 類	玄 米 (1石)	22円	34円90銭	58.6
	〃 〃 (〃石)	21円80銭	34円60銭	58.7
	〃 〃 (〃石)	21円70銭	34円20銭	57.6
	白 米 (〃石)	22円	41円50銭	88.6
	〃 〃 (〃石)	21円80銭	40円75銭	86.9
	〃 〃 (〃石)	21円70銭	39円75銭	83.1
雑 穀	大小 麦 (1石)	17円	17円50銭	
	裸 麦 (〃石)	22円	22円	
	大豆 (〃石)	23円	23円	
薪 炭	薪木 (100斤)	68銭	85銭	25.0
	炭 (10貫)	2円40銭	2円60銭	8.3
	〃 (1万斤)	93円	120円	29.0
漬 物	奈久漬 (1樽)	9円	11円50銭	27.8
	良漬 (10貫)	4円	5円	25.0
	漬 (〃)	4円	5円	25.0
醬 油	醬 (1石)	45円	50円	11.1
	〃 (〃)	28円	32円	14.3
	〃 (〃)	17円	20円	17.6
茶	玉 露 (1斤)	6円	10円	66.6
	〃 (〃)	5円	8円	60.0
	〃 (〃)	4円	6円	50.0
	煎茶 (〃)	80銭	1円20銭	50.0
酒	清 酒 (1石)	57円	63円	10.5
	〃 (〃)	54円	58円	7.4
	〃 (〃)	52円	55円	5.7
畳 表	七島並 (1枚)	48銭	58銭	20.8
	八代並 (〃)	40銭	62銭	55.0
生 糸	生 糸 (100斤)	1円40銭	1円70銭	21.4
	〃 (〃)	1円30銭	1円60銭	23.0
	〃 (〃)	1円20銭	1円30銭	8.3
紙 類	紙 上名尾生地 (1束)	90銭	1円30銭	44.4
	洋紙 小倉白半正斤(1ポンド)	22銭	38銭	72.7
絹 織 物	絹 織物 甲斐絹無 (疋)	19円60銭	21円30銭	8.6
	〃 〃 地甲州 (疋)	26円	28円50銭	9.6
木 材	杉 押角 二ノ五寸 (1本)	1円65銭	1円65銭	
	〃 〃 三ノ五寸 (〃)	5円62銭	5円62銭	
	松 押角 二ノ五寸 (〃)	2円12銭	2円50銭	
	〃 〃 三ノ五寸 (〃)	6円37銭	6円75銭	
綿 糸	紡績綿糸 9紡13番 (100斤)	92円	125円	35.8
	洋産綿糸 42手 (〃)	144円	180円	25.0
乾 物	椎 茸 (1石)	60円	80円	33.3
	寒 天 (100本)	1円80銭	2円20銭	22.2

注 『佐賀新聞』大正7年1月19日〜1月23日付、大正7年9月14日〜9月19日付、大正7年10月11日付による。
雑穀(大麦、小麦、裸麦、大豆)及び木材の価格は大正7年9月のものである。

表(2) 労賃の変動

種別	大正7年8月	大正7年2月 より上がった額	引上率
農作(年雇)男女	120円	20円	16.6%
農作(日雇)男女	60円	—	—
養蚕(日給)男女	65銭	10銭	15.4
機織(日給)男女	35銭	—	—
塗染和服仕立	50銭	—	—
洋服仕立	30銭	—	—
木挽工	1円	20銭	20.0
大工	60銭	10銭	16.6
左官	1円30銭	20銭	26.6
瓦葺	90銭	10銭	11.1
家根葺	1円	—	—
指物	1円20銭	20銭	16.6
建具	1円40銭	20銭	14.3
石工	1円20銭	20銭	16.6
植木	1円	10銭	8.3
土方	1円40銭	—	—
菓子製造	1円60銭	30銭	18.7
下駄職	1円10銭	20銭	18.1
靴馬具	1円	10銭	10.0
車製造	1円10銭	20銭	18.1
紙漉	1円40銭	20銭	14.3
澆物	1円50銭	—	—
鋳物	1円	—	—
鍛冶	80銭	—	—
油絞	1円20銭	40銭	33.3
船大工	70銭	—	—
ペンキ	70銭	—	—
日雇人夫(男)	1円	—	—
日雇人夫(女)	70銭	—	—
人足	1円	—	—
下男年給	100円	20円	20.0
下女年給	70円	10円	14.3

注 『佐賀新聞』大正7年9月6日付による。

時が、諸物品は大正六年十二月末、労賃が大正七年二月を基準にして、大正七年八月末の上昇率をみてい
 という相違はあるが、それでも年末は一般的に物価が高いという趨勢からして、諸物品と労賃の上昇率の違
 いは否めないところであり、労賃が物価騰貴に追いついていない。

以上のように、諸物価の変動では、穀類なかんずく、白米の騰貴が極度に大きいことがうかがわれる。し
 かも、これが図(1)でみたように大正七年八月になってから著しく騰貴していったことから、穀類騰貴の異常さ
 が庶民に特に強く印象づけられたとみられる。
 諸物品も二〇〜三〇パーセント騰貴している折に、主穀が極度に上がったため生活が一層困難になったと
 感じたことが、米騒動の要因となっていることがうかがわれる。この点は労賃変動からみても明らかであ
 る。
 表(2)は、諸物価の場合と同じく佐賀商業会議所が佐賀市内について調べた大正七年八月の労賃と、その大
 正七年二月からの引上げ額及び引上率を示したものである。
 労賃変動では、下駄職人が三三パーセントあがって最も高い上昇率になっているが、外は一〇パーセント
 が多い。佐賀農業の重要な労働力である年雇が一六・六パーセント、農作日雇が一五・四パーセントの労
 賃上昇で、あまり上がっていない。この状況は主要な職種にもあてはまる。工場労働者の比率が少なく、ま
 だ家内手工業に従事する者が多いため、労賃として示されているのも職人的要素のものが大部分であるが、
 染物、洋服仕立、木挽、大工、家根葺、指物、建具、石工、船大工、鳶人足、下女などは一一〜一九パーセ
 ントの労賃上昇である。このような中で、塗師、紙漉、日雇人夫の労賃が二〇〜二八パーセント上がってい
 て、外の職種より上昇率が高いが、それでも三〇パーセント以上になっていない。
 以上のように、佐賀市内の主要職種の労賃変動からして、諸物品の上昇率に比べて労賃のそれが低い。諸
 物品がほぼ三〇パーセント台の上昇であるのに対して、労賃は一〇パーセント台しか上がっていない。比較

こうして、労賃は、名目的にも物価上昇以下しか上がっていないため、実質的には低下している。このため労賃収入に依存する家庭にあっては、物価なканずく米穀騰貴は大きな問題であった。

○石以上保有する農家調査などを行ったが、適切な措置は実施されなかった。

『佐賀新聞』の大正七年八月十日付には「米価暴騰問題」と題する一文が載っているが、これなどは当時の米価騰貴に関する庶民の実感を率直に表明したものであった。それには、

申上げれば小生の議論は、現在の米価は国民生活を根柢から覆すものである。如何なる方法を以てしても現在の米価は低下され無ければならぬ。理屈を抜にしても、お互い四十銭以上のお米を喰べて生きて行かれるか之が根本である。大多数の国民が、四十銭以上の米を喰べては生活が持ち切れ無いと言ふ事が動かす可からざる事実でありとすれば、米価は当然之を引下げなければならぬと云ふのも亦其の結果として必然到達す可き処の結論であらねばならぬ(傍点—原文のまま)

と、米価が白米一升一等で四十銭になったことから、庶民の生活が極度に困難になっていることを告げ、米価引下げが緊要であるとしている。なお同文は続けて、

小生の手元に慥くなものがある。『(前略)然るに凡そ商業の成功は平穩無事の時にあらずして、多難の時に得るものなれば、本年米作の豊凶又は軍国時局の変遷は其米価に及ぼす影響大にして、買ひ必ずしも利ならず、売り必ずしも不利ならず、宜しく高機を逸せずして以て、大勝者たるを期すべき絶好の機会なるべしと存候間、本年の米界には一層の御留意を与へられ度候(後略)』是れは、此の程佐賀米穀取引所仲買人一同が七日附を以て其客筋に向って送った檄文^{げきぶん}の文書の一節である。如何にも婉曲^{えんきよく}な言ひ廻しになって居るが、結局目下期米に手を出す絶好の機会で濡手に泡^{あぶくせ}の泡沫^{げきぶん}銭は、斯う言ふ際^{さい}で無ければ掴めぬものだ、と言ふにあるは疑も無い所である(傍点……原文のまま)

と述べている。米穀取引所の投機姿勢を批判したもので、米価騰貴の折から、米穀取引所の在り方が問題になっていった。

米価調節が重大な社会問題になり、また地域において米穀流通の在り方に関する論議が大きくなり、庶民は勢い米穀商の動向に注目するようになった。『佐賀新聞』大正七年八月十一日付の投書欄に「佐賀市明治橋通り米穀商某は盛んに米の買占めを為して居る。彼は人を各地に派して人よりも高値にドンドン買ひ込み、某々銀行倉庫に蔵入して居る。彼は某炭坑よりの委託品と言へ、実は皆な嘘だ。斯る奴は暴利分に由り嚴罰に処せられたし(貧民)」という投稿文が載っているが、ここに指摘されていることの真偽はともかくとして、米穀商の動向に庶民が注目していた様相を反映するものであった。

政府は米価調整のため、暴利取締令、市場取締令を出し、また外米管理、所有米報告、朝鮮米移入促進などの政策をとってきたが、その効果はあまり顕著でなかった。

米価騰貴は、各地で社会問題になってきたが、『佐賀新聞』大正七年八月十日付には、岡山市で取引所に数百人が押しかける事件が勃発したことを、

「岡山は遂に勃発」 岡山精米会社の特等白米は暴騰に暴騰を重ね遂に五拾円七拾銭となり、市民一般惨憺たる状態に陥りたる折から、岡山市内山下町吉田一蔵(三八) 同市森下町水沢勘太郎(三五)等は岡山取引所に押懸け立会の終るを待ち、客筋及び仲買人等の出でくるを門前に待受けて、貧乏人の敵だ叩き殺ろせと喚めき立て鉄拳を揮って打って掛れば、仲買人等狼狽して度を失し、逃げ惑い、或は吉田等に対応せんとするや又もや市民数百人集まって貧乏人の敵だと鬨を作って雪崩^{なだれ}の如く仲買人等に打って掛り、茲に修羅場を演出したるが、急報によりて岡山警察署より警官数十名現場に急行辛うじ

て之を鎮撫したり

と報じている。米騒動の大衆行動を報じたのは『佐賀新聞』では、これが最初であった。次いで八月十二日の同新聞には「名古屋の大騒動」との大見出しで名古屋での米騒動を報じ「買占者を葬れ 工賃を値上げせよ 数万の群集知事官舎に殺到す 警官との大衝突 尚連続暴行の形勢あり」の小見出しをつけて報じ、米穀買占反対と労賃引上げを要求した大衆運動の様子を伝えている。また同日の新聞には「京都にも勃発」と京都での米価騰貴に不満をもった京都市民の動きを伝えた。京都の騒動は、十日午後七時ごろ京都下京区柳原町の米屋に米値下げを求めて多くの市民が参加したもので、その数二万、このため十六師団より二六〇余名が出動したものであった。また同日記事には「大阪にも飛火」と大阪にも波及した様相が伝えられている。次いで十四日付には「呪ひの火の手益熾烈、神戸市の焼打大騒動」と神戸市の騒動の状況が報道され、これには鈴木商店に多くの神戸市民が押しかけた様子を伝えていた。

このように連日各地の米騒動の様子が新聞に掲載されたので、佐賀市でも米価の引下げを求める声が強くなった。

佐賀警察署は困窮者調査を始め、また白米も一升につき五銭値下げとなった。『佐賀新聞』八月十四日付には「米価騰貴の頂上は、佐賀も一升三等米四十二銭の高価を唱へたるが、元と是れ不自然の騰貴なりと見え、市民の感情漸く激するに及び、米屋連中聊か恐慌の爲体らくなりしも、遂に左記の通り思ひ切つて五銭下げを実行せり、△一等米四十銭、△二等米三十九銭、△三等米三十八銭」という記事をかかげ、米価引下げが各地の騒動の影響によってなされたことを伝えている。また同日記事には、次のような文が載つてい

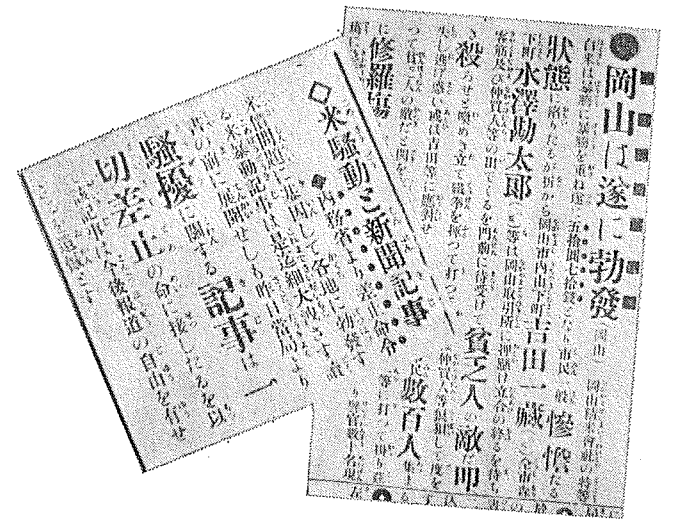
る。

富山県下に米騒動の烽火^{のろし}がって以来各地呼応して、今や燎原^{りやうげん}の勢ひを為し、此儘に放任せんか如何なる結果を現出せんか実に戦慄^{せんりつ}すべきものがある。△佐賀には幸ひ未だ此種の勃発を見なくて仕合せなれど仔細に生活状態の内部を観察すれば、決して楽観を許さず(中略)△大阪では暴騰の起つてから五十銭以上の米が廿五銭で売出された。農務大臣が向鉢巻で躍起となつてさへ効果の無かつた米価も暴動にやられては動らなかつたと見える。▲費消地たる大阪でさへ安い米が売られたに拘らず、生産地たる佐賀が高い米を食はねばならぬ様では、人の心理状態は妙にならぬとも限らぬ富豪の救助を待つや急^急。▲佐賀紡績は俄に思ひ附いた様に請願巡査を置く事にしたらしい。鈴木の本家本元が米騒動に襲撃された為めの思ひ付きならお止しなさい。鍋島男子一度び怒れば百千の請願巡査を吹き飛ばすは何かあらん

これなどは米価騰貴に関する佐賀市民の感情を率直に述べたものであろう。

ところで、米騒動は、東京にも波及し、一層範囲が広がった。東京の様子は「遂に帝都タツ」として「東京深川方面は正米倉の所在地なれば、其の筋にては軍隊の力を於て此方面を嚴重に警戒せるが、夜半に至り六百余の集団は株式取引所を襲ひ、附近の仲買店諸共滅茶々々に破壊し、更に電車を襲ひたり、警視^(庁)張にては約三百名の巡査を召集し、暴動を残らず一網打尽に検挙すべしとなし、正力監察官は一隊約二百名の巡査を率ひ午前七時銀座方面に出動す」と伝えている。

連日新聞で各地の米騒動の状況が報道されたため、佐賀市内米穀店では廉売するところが出てきた。八戸町吉岡米穀店では、八月十五日から一週間の間に白米を一升三十五銭、並白米を一升三十四銭で市役所と同店で六百俵廉売することにし、また与賀町山口商店、岸川町副島商店、与賀町川口商店でも八月十四日また



米騒動を伝える新聞記事
(大正7年8月10日、16日付「佐賀新聞」)

は十五日から三十四銭で安売りをおこなった。一方、ほかの米穀商も一斉に白米価格を引き下げ、白米一等一升三十八銭、二等三十七銭五厘、三等三十七銭と三等を一銭、二等を一銭五厘、一等を二銭値下げした。佐賀市議会でも、米価騰貴により窮民救済が大きな社会問題になったことから、八月十四日に臨時市議会が召集され、窮民救済が論議された。しかし議論まとまらず委員会附託となった。委員会では米麦一升につき金十銭を補給をすること、区長会で協議決定した人員に対し各一戸ごとに一〇日分の補給切符を渡す、などを決め、十五日に佐賀市公会堂に区長協議会を開き、さきの決定を伝えた。

岡山の三市、益々険悪にして軍隊出動し又増援す」との見出しで大阪、岡山、神戸の状況を報じ、「大阪刻々不穏」と大阪の状況を、また「軍隊増援を乞ふ」ということで神戸市内のことを、さらに「岡山も軍隊出動」として、岡山市内の動向を詳細に報道していた。

各地の米騒動に関する記事はその後も連日「佐賀新聞」に報道され、八月十五日付にも、「神戸、大阪、

ところが、この米騒動に関する記事も政府の掲載禁止の措置によって載せられなくなった。十四日水野内相は、禁止措置を新聞社に伝えたが、その理由は騒動の様子が伝えられると人心を唆すことになるとするものであった。このため騒動に関する新聞調査の報道が掲載できなくなり、また社説でも各地の騒動につき細かく引例することが禁止された。『佐賀新聞』も八月十六日に「米騒動と新聞記事内務省より差止命令」と題し、「米価問題に基因して各地に勃発する米暴動記事は、是迄細大洩さず読書の前に展開せしも、昨日当局より騒動に関する記事は一切差止の命に接したるを以て、該記事は今後報道の自由を有せざるを遺憾とす」と差止命令のあったことを伝えた。そして翌日のコラム欄には、「『世の中が暗闇になった』と言ふ言葉を昨日等は盛んに聞いた。何んの事かと思つて見ると、米の騒擾の記事が新聞に見えぬからだと言ふ。成程有無子(コラム欄名)注なんか気付かぬ処だった。言論の圧迫も此の程度に達すれば問題無し。△民は由らしむ可し、知らしむ可からざるの専制時代の政治頭脳を有する政府があつたのではたまつたものではない。首相、内相、外相の進退伺で責任解除位に思はれては益々たまらぬ。△暗闇になつたから流言蜚語が市中の諸所で放たれて居た。新聞の報道があれば事実の程度が分る。新聞の報道無し、事実の有無乃至程度が不明だから何時迄も流言蜚語の形式に於て、尾端が附いて行く、却つて物騒では無いか」と記事掲載の差止めを批判していた。米騒動については、これ以後内務省公表の記事しか載らなくなった。

また翌十八日には、「政府の役人達は騒擾記事差止めを非立憲を遣つて表面を粉飾せんとした愚の加減たら丸でお先真暗、(中略) △殊に騒擾記事差止の暴行と来ては評しやうがない。全国各新聞が言論圧迫を呼号して政府弾劾の企画に出んとする当然である。△打ち倒される前に潔く自決せよ、何れの内閣でも新聞と

喧嘩して倒れぬはない。桂内閣、山本内閣の実例に鑑み早く切腹せずば縛り首の惨骸を見ん。△近頃の如き正気を喪失した内閣を存続せしむるは国民の不幸である。危険である。グズグズすれば弾劾の巨弾がお見舞申すぞ」と記事差止めをたいする批判を載せていた。

政府がとった米騒動に関する新聞報道禁止の措置は、新聞社から大きな非難を呼び、そのため緩和せざるをえなかった。八月十九日付『佐賀新聞』にも「米騒動記事差止めの暴挙より、内閣征伐の烽火全国各新聞に熾烈を極めるや、大臣達の顔色只ならず、禁止通牒間もなく公表したのなら掲載差支へなしと折れござって益々醜の上塗り、これでは騒動の事実其のものが治安を害すといふ差止理由は、根底から覆された訳、本気の沙汰与哉」と政府が公表したものなら報道してもよいとしたことに関して記事を載せ、朝令暮改的な措置を批判している。

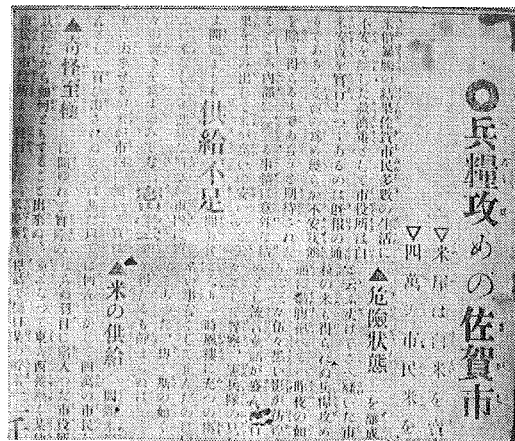
2 米安売りと救済対策

ところで各地で米騒動が勃発し、買占商人や政商が非難されていたが、米価はあまり下がらなかった。大正七年（一九一八）八月十七日の佐賀駅通り瀬戸口商店での白米一升当り価格は、一等三十五錢八厘、二等三十五錢五厘、三等三十五錢一厘であり、価格最高の折に比べて五、七錢ほどしか下がっていなかった。

佐賀市では、これよりさきに困窮した市民救済のため、米の廉価販売を行うことを決め、内地米補給として外米一千袋を購入することにしたが、このような廉価販売が米価引下げにあまり効果的でなかったことは「廉売は大失敗、米価は依然低落せず」と八月二十日付の『佐賀新聞』が報道しているとおりでである。これ

は廉売用の米を官公庁が買い入れ、それを市価より安値で販売するため、かえって米需要が高まり、米価を支える作用を果たしたためである。廉売と米価安値を両立させるには、米量の豊富で安定的供給が不可欠であった。

この点は、八月二十一日付の『佐賀新聞』に「兵糧攻めの佐賀市、米屋は白米を売らず、四万の市民米を叫ぶ」という記事をもても明らかである。それには次のように述べている。



米価暴騰の救済策を伝えた新聞記事
（大正7年8月23日付「佐賀新聞」）

あるが、安売の為め幾らか不安状態を除き得らるであろうと期待されたところ、内部に蟠る事情は意外な結果を生み出して、米が高いの安いのと云ふ問題よりも供給不足即ち食ふ米なしといふ悲痛な叫びが市内に響きを為すのみでなく、密雲頻りに去来せるが、米が市内に無い？ 買はんとして買ひ出されぬ？とは甚だ以て奇怪な極に聞ゆれど実際の状態だから如何んともすること出来ぬ。市民が市役所より発行した「米麦廉売券」を持って米屋に行き、お米を売って下さいと云へば、米はありませんとすぐに返答する。已むを得ず他の米屋に行けば、此にも亦同様売切れですの口上で取り附く島もない。全く兵糧攻めの有様だ。そこで細民のみでなく中流も上流も食ふ米なき困難は同様で、米が高いと騒いでいる時よりも一層の危険状態を醸成した。高いと云ふだけでさへ騒いだ市民は、今は一粒の米も得られぬ兵

糧攻めの悲惨な境遇に皺腹抱へて、一昨夜の如き材木町あたりに三々伍々黒い影が彷徨するのを始めとし、流言蜚語が盛んに行はれ、人心競々として警察、憲兵隊の只ならぬ活動となり、一時風様に充つの虞れあったが、幸い事なくして止んだは何より仕合せであった。扱て斯の如くして事なきを得たるも静まらぬは米の供給問題。米屋が売らねば何んとかして四万の市民を救はねばならぬ羽目に陥入った市役所にては、大童となつて東奔西馳漸く某仲買人のお世話で樋口某の貯米二千俵を相当価格にて市役所に提供することになりし、一方外米一千袋も県知事の世話で長崎より輸送して来たから、是を蒔いて市民の急を救ふ事となつた。市役所にては右の米を米屋に渡して一般に販売せしむると云ふ事だが、市役所が米屋に供給せねば市民は餓死するより途なき状態とは情けない世の中である。(コチ原文のママ……注)

廉価販売の政策を実施しても、米がないため、その効果があまり出ていないことがうかがわれる。

米穀調達に米騒動を鎮めるために重要になってきた。そこで政府は、八月十六日に内地米強制買収に関する緊急勅令を發布し、米の調達と米価調整をはかった。この穀類収用令は、農商務大臣が、国民生活上で緊急の場合には補償金を出して米穀を収用すること及び収用した米雑穀は農商務大臣が価格を定めて売却するというものであった。この穀類収用が効を奏するには、買収価格を適切に決定する必要があるが、これは各米穀産地の動向もあり容易に決定できなかった。そこで政府は外地米なканずく朝鮮米にそれを適用することをはかった。

佐賀県でも米の調達が肝要となつたので、政府の米穀管理部と交渉し、三井物産長崎支店から外米二千袋を取り寄せ、八月十九日には佐賀市一〇〇〇袋、唐津町五〇袋、小城町一〇〇袋、相知村一三〇袋、中川副村一〇〇袋をそれぞれ支給することにした。

佐賀市では外米一〇〇〇袋(約一四八〇石)の売出方法につき八月二十一日協議し、次の事項を決めた。それは、

一、袋代を除いた外米仕入原価及び運賃合計は一升二十銭に当たるが、これを一升十五銭で売出し、その差額はすでに集まっている寄附金で補う。

二、売出場所は市内各小学校とする。

三、売出货量は一人一日五升以内に制限し、時間を毎日午後一時より五時までとする。

という内容であった。また内地米も二千俵入手の見込みがついたので、一升三十五銭で販売することにした。そして、外米売出しのため八月二十二日には市公会堂に市内各区长、衛生組長など二〇〇余名を集めて主旨と方法の説明を行い徹底をはかった。

佐賀市がこのように米の安売りができる背景には、救済資金の裏づけがあったことによる。その救済資金は、内帑金、民間義捐金からなっていた。

この間の救済資金支給の経緯は次のようであった。

八月十三日午前十時三十分発信至急電報で、内務省は「ベ イカボ ウトウニツキサイミンキウサイノタメシセツシタルジ コウノガ イヨウオリカヘシヘンデ ソノマツ」と打電してきた。岡山、名古屋、京都など各地で米騒動が勃発していたため、内務省は、その対策に苦慮し、各県の救済策の調査を行う必要が生じ、そのために打電したものであった。

この電報に対して、佐賀県知事は同日午後十時三十分発信電で返電した。それは「米価暴騰につき、細民

の生活状態には深き注意を払ひつつあるも、目下においては甚しき困難の状態にあるもの尠し、唯だ一部において有志の寄附を以て救助し、また幾部の廉価にて販売し、また外米共同購入を以て原価にて分与するものあり」とするものであった。まだこれといった施策は行われていない。この返電を送るに際して、佐賀県は各市郡に救済施策を問い合わせたが、これにたいして、市郡は次のように答えた。

佐賀市は、「市内ニ於テ米価騰貴ニ付、救済ヲ要スル見込ノ者約貳百五十戸アリ。之ニ対シ本日伊丹弥太郎、古賀善兵衛、深川喜次郎ノ三氏ヨリ米価ノ補給ヲ為スヘキ旨ヲ以テ寄付申出アリ、右ハ細民ノ労働ニ依而得タル収入ノ不足ヲ補給スルノ趣旨ニシテ、仮令ハ一升四拾銭ノ時価ナリトセハ、三十銭ヲ支弁セシメ、残り不足ノ分ヲ補給セントス。本件ハ明日有志ノ協議会ヲ開キテ決定セントス」としていた。八月十三日段階では特別な救済策は行われていない。また佐賀郡でも「施設シタル事項ナシ」としている。他郡の場合では、三養基郡が「外米共同購入ヲ以テ細民ニ対シ原価ニテ分与ノ方法ヲ講セリ」と廉価販売を行ったり、西松浦郡が「日日買ノ細民ニ対シテハ一升三十九銭（時価一升四十二、三銭）ニテ売渡スコトニ米商人ト交渉ヲ経テ実行セリ」としていたが、神埼、小城、東松浦、藤津、杵島の諸郡は「施設事項ナシ」と救済策が施されていなかった。しかし、翌十四日に佐賀県は県下市郡長あてに「県下細民ノ生活上困難ヲ訴フル者尠ラサルヘク」として郡市町村や農会なども相互扶助に努め、または施米、米代補助、外国米共同購入、廉価販売に努めるようとの訓令を発し、救済を要する者が少なくないとして、救済策を行うよう指示した。同日には内務省から至急電で、内帑金三万三千円の下布がある旨の通知があった。そこで佐賀県は十七日に県下市郡長に、その旨を伝達し、救済策を至急たてることを指示した。その後内務省からの至急電で更に民間義捐



救助方法などを伝えた新聞記事
(大正7年8月21日付「佐賀新聞」)

金で佐賀県への配当額が三万八百一十円ある旨の通知があり、一方佐賀県内においても、「米価昂騰生活窮乏ヲ訴フル折柄ニ付、米穀廉売等救済資金」として九州電燈鉄道株式会社が一万五千円を八月十五日に佐賀県に寄付し、翌十六日には高取伊好が一万円を寄付した。こうして、佐賀県には、救済資金として内帑金三万三千円、民間義捐金配布金三万五千元、県下有志寄附金二万五千元ができた。そこで佐賀県は、これら救済金を市郡に配布することにし、まず内帑金については、配布の方法として、当初、半額は救済を必要とする市郡内の戸数に、半額をその人員に応じて下付する案をたてたが、最終的には、大正四年（一九一五）の地租、

營業税、所得税などの国税納入額に応じた配分法をとった。それは半額一万六千元を市郡が納入国税額に反比例したもの、残り一万六千元を市郡内現住人口数に正比例した金額を割り当てるとするものであった。また内帑金の使途方法についても指示し、

- 一、主として米穀廉売に用い、特に必要がある場合は施米を行つてもよい。
- 二、廉売の範囲は、中流以下の生活困窮者として、この認定は市町村長が行う。
- 三、廉売方法は、公共団体、産業組合、慈善団体または白米商を利用して実施する。この場合廉

表(4) 佐賀県内の救済人員・戸数

市郡名	救済を要する戸数(A)	世帯数(B)	A/B	救済を要する人員(C)	人口(D)	C/D
佐賀市	450	6,352	7.1	2,250	33,528	6.7
佐賀郡	754	16,963	4.4	3,589	95,947	3.7
神埼郡	377	7,729	4.9	1,779	41,303	4.3
三養基郡	511	9,320	5.5	2,672	52,667	5.1
小城郡	940	12,415	7.6	5,224	63,953	8.2
東松浦郡	1,597	29,507	5.4	7,433	148,740	5.0
西松浦郡	758	13,621	5.5	3,577	68,222	5.2
杵島郡	967	20,406	4.7	4,280	105,146	4.1
藤津郡	345	12,541	2.7	1,280	64,189	2.0
合計	6,699	128,854	5.2	32,084	673,695	4.7

注「救済を要する戸数、人員」は「米価暴騰ニ関スル救済ニ付恩賜金、義捐金書類」、「世帯数、人口」は大正9年10月現在であり「大正9年国勢調査報告、佐賀県」による。

佐賀市への配布額は九千九百三十一円であるが、これは一戸当り約一円五十銭にあたる。佐賀郡は九千八百四十円で、一戸当り五十銭である。このように戸数割にした場合は、金額に差が出ている。佐賀市、神埼郡、三養基郡が多くなっている。各市郡に配布された救済資金は、市郡内の救済を要する人員数とは必ずしも適合していなかった。

佐賀県内務部長は、八月十五日に米価騰貴により救済を要する人員調査を市郡に指示したので、市郡では、この指示に基づき調査を行い回答したが、それによれば県内では救済を要する戸数六六九九戸、人員三万二〇八四人におよんでいる。内訳は表(4)のようである。

救済を必要とする戸数は、佐賀県内現住世帯戸数のほぼ五パーセントに当たる。市郡別では、佐賀市と小城郡が管内世帯数比では高く、約七パーセントが救済を必要としていた。一方比率の少ないのは藤津郡で二

表(3) 佐賀県内の救済資金

市郡名	内帑金	政府より配当の民間義捐金	佐賀県内有志義捐金	計(A)	世帯数(B)	一世帯当たり金額B
佐賀市	3,690	3,441	2,800	9,931	6,352	1.5
佐賀郡	3,410	3,190	2,580	9,180	16,963	0.5
神埼郡	3,400	3,180	2,580	9,160	7,729	1.2
三養基郡	3,560	3,320	2,700	9,580	9,320	1.0
小城郡	3,190	2,980	2,410	8,580	12,415	0.7
東松浦郡	4,450	4,150	3,380	11,980	29,507	0.4
西松浦郡	3,580	3,340	2,710	9,630	13,621	0.7
杵島郡	3,700	3,450	2,800	9,950	20,406	0.5
藤津郡	4,690	3,760	3,040	11,490	12,541	0.9
計	33,670	30,811	25,000	89,481	128,854	0.7

注「内帑金、義捐金」は「米価暴騰ニ関スル救済ニ付恩賜金、義捐金書類」、「世帯数」は「大正9年国勢調査、佐賀県」による。

売切符を發行するか否かは地方の状況による。

四、廉売については、廉売所を開設するか巡回販売の方法を講じて廉売が均霑すること。

五、廉売期間は、白米の市価との関係もあるので予定をたてがたいが持続的に実行できるようにすること。

六、なるべく外国米を購入して供給を潤沢にすること。

七、廉売切符を發行するときは、一家族一回五升以内などの必要程度を計らって交付すること。

などを告示した。

このように内帑金の配布並びに使途について、その施行方法が確定したので、民間義捐金配当金、県下有志義捐金も、内帑金に準じて配分されることになった。

内帑金、政府配布民間義捐金、県内有志義捐金の佐賀県内市郡への配分額は表(3)のようである。市郡へはほぼ均等的な配分になっている。これは国税額を基準にした配分のためであるが、一戸当りの額についてみれば差が出ている。

表(5) 補給券町別支給数

町名	補給券 枚	戸数 戸	人員 人	買入券	
				戸	人
下今宿町	4	4	12	13	48
水ヶ江町	77	70	361	127	590
赤松代町	42	33	274	71	352
東田服町	114	100	457	118	548
呉山島町	1	1	8	2	12
白牛柳町	1	1	4	3	16
柳上高町	3	2	3	11	49
元東松唐寺	12	5	9	5	25
魚原人町	26	25	22	7	31
木屋町	9	5	100	27	125
材紺中多伊勢	13	13	30	5	34
伊勢賀魚代元	25	17	58	22	115
本屋岸点六	11	2	73	30	135
瀬戸所小	7	7	10	12	72
計	26	23	27	4	14
宿代町	3	2	12	3	15
池田町	12	11	54	11	54
蓮芦木町	3	2	10	2	10
山島町	12	8	38	10	46
池田町	9	5	22	10	53
蓮芦木町	24	23	108	26	116
魚原人町	35	29	119	19	52
魚原人町	11	10	40	10	40
魚原人町	2	2	12	4	21
魚原人町	10	10	39	16	75
魚原人町	6	6	29	19	97
魚原人町	2	1	4	7	30
魚原人町	12	11	51	11	45
魚原人町	13	13	73	18	100
魚原人町	16	5	22	7	33
魚原人町	23	11	69	26	150
魚原人町	27	27	69		
魚原人町	5	5	17		

注 『佐賀新聞』大正7年8月26日、9月29日付による。

少ないという支給内容である。高木町、松原町、材木町、与賀町、西魚町、八戸町の町々は二〇枚以上の枚数であり、市内では支給枚数が多い部類に属している。一方、紺屋町、多布施町、道祖元町、

水ヶ江町、赤松町、東田代町の各町に比較的多く補給券が出ている。なかでも東田代町には一一四枚も支給されていて、補給券支給枚数の五分の一が同町に出ている。東田代町には救済を必要とする者が多くいたとみられる。水ヶ江町も七七枚支給されていて、同町でもかなり困窮者がいたようである。これに対して呉服町、白山町、牛島町は一枚であり、前記の町とは対照的である。商店街は救済を必要とする者はきわめて

・七パーセントである。また現住人口に対する比率では、小城郡が八・二パーセントと最も高く、次いで佐賀市が六・七パーセントにおよんでいる。藤津郡は二パーセントで県下で最も低い。救済資金と困窮者の関連では、必ずしも適合していない。佐賀市の場合には、救済資金が多く、困窮者比率も高いのではば適合しているが、小城郡は困窮者比率が高いにもかかわらず、救済資金の世帯当り金額は特に多くない。また佐賀県で困窮者比率が最も低い藤津郡には、県平均以上の世帯当り金額が支給されている。救済資金配布は、このように国税額が基準になったために、困窮者比率からすれば必ずしも適合的な配分になっていない。救済資金は、直接的に困窮者救済ということよりも、より広範な人々を対象にして配分されている。このことから、困窮者については、別の施策が必要であったが、佐賀市の場合、次のような方策がとられた。

先述のように、八月十四日に佐賀市は臨時市議会を開き、米価騰貴に伴う困窮者の救済問題を論議した。この折には救済策について結論が出なかったので委員会附託になった。同日午後に関われた委員会では、区長会で救済を必要とする者の認定を行い、認定された各戸に一〇日分の補給切符を支給する、補給切符所持者は米麦一升につき十銭を補助する、ということを決め、十五日に関かれた区長協議会にこれを伝えた。区長会では、この決定に基づき、管内の困窮者を調べ、認定業務を行った。十九日には五一戸、この人員二三〇〇人、補給金一日百二十円であった。その後も認定業務は続けられたが、八月二十日すぎごろとみられる補給券支給戸数と人数を各町ごとにみれば表(5)のようである。

岸川町では二〜三枚であり少ない。

佐賀市各町の補給券受給者は表(5)のようであったが、補給券の支給ということのみでは、問題が整理されたことにならなかった。それは、さきにもみたように、補給券(米麦廉価買入券)を持参して米穀店に行っても、米麦欠乏ということで、米麦を購入することが出来なかったからである。こうして市当局にとって、米穀の調達供給が緊要のことになり、このため外米買入措置を講じた。それが二十二日長崎から到着した。

佐賀市は、内帛金、民間義捐金の配分を基にして米の安売りを行うことにしたが、この折も、補給券所持者は外米一升を五銭で購入できる措置をとっている。一般の米廉売券所持者には十五銭で販売するのと比べると十銭も安値であった。

佐賀市は、以上のように困窮者に対して補給券を支給して救済の措置を講じているが、内帛金や民間義捐金が政府から支給されたので、先述のようにその資金を基礎にして、市内中層以下の人々にも米廉価買入券を支給し、米安売り措置をとった。

佐賀市の米安売りは、八月二十二日朝には外米二八〇袋が長崎から到着したので、二十三日から行われた。外米売出し開始日の状況を八月二十四日付『佐賀新聞』は、次のように記している。つまり「既報の如く、市売出し外米は昨日より市内五小学校内にて売出したるが、一升拾五銭の廉売なると、米麦廉価買入券を持参すれば、拾銭の補給を得て一升只の五銭という素敵滅法界の珍値なるより、何処の売出し場も押すな押すなの大景気にて出張吏員あたりも大汗の体にて、斡旋に力め銀行より応援の出納者も銀行に比べて比較

的小額貨幣の取扱ひなれば、甚だ多忙を極め、殊に米渡し場の忙しさは又格別で大の男衆も幕なしのテンテコ舞にて大閉口の体なりき」とある。市民が安い米を求めて外米売場につめかけたことがうかがえる。第一目の売行石高は六八石九斗八升、その金額千五百五十円、買った人員一五二人であった。しかし、困窮者に対してなされていた特別措置つまり一升五銭で販売することはその後中止され、これらの人々には一升十銭の価格になった。

佐賀市の米安売りは盛況であったが、売りが開始された八月二十三日から二十八日までの販売石数、買入人数は、表(6)のようである。

売場は、市内の五小学校(高等、勸興、循誘、日新、赤松)に設けられたが、各売場の中で循誘小学校と日新小学校での販売量が多い。販売初日は、循誘小学校で二一石一斗九升、日新小学校で一石六斗であり、高等小学校四石九斗、赤松小学校一一石九斗で、循誘小学校や日新小学校での販売数量よりかなり少ない。循誘小学校には四三一人が、また日新小学校では四四三人が米を買っている。販売時間が午後一時から五時までであったことからして、売場はかなり混乱したことが、この人数からもうかがわれる。

初日は、販売石数六八石九斗八升、買入人数一五二人であったが、翌二十四日もほぼ同じ規模であり、石数外米六五石九斗八升五合、人数一四五七人である。二十五日は少し増えて七〇石台になり、さらに二十七日は八七石七斗九升と初日より二石も多くなり、人数も一七八七人で二七五人増えている。米安売りが市民に好評を博したのが、このような状況になったものとみなせる。

米安売りは、このように盛況であったが、佐賀市は八月二十九日に救済委員会を開き、高等小学校での廉

表(6) 廉価販売石数と買入人数

石・人	種別 日	外 米						高等 石斗升合
		高等 石斗升合	勸興 石斗升合	循誘 石斗升合	日新 石斗升合	赤松 石斗升合	計 石斗升合	
販売 石 数	8月23日	4.900	11.390	21.190	19.600	11.900	68.980	
	24日	5.750	10.630	17.480	20.700	11.025	65.585	1.500
	25日	4.900	12.200	20.500	26.875	11.870	76.350	
	26日	7.690	12.640	19.670	22.857	12.600	75.457	160
	27日	7.290	16.870	23.970	26.400	13.260	87.790	400
	28日	3.270	7.890	9.140	8.160	4.440	32.900	40
買入 人 数	8月23日	109	273	431	443	256	1,512	
	24日	126	238	406	444	243	1,457	3
	25日	108	267	375	459	263	1,472	—
	26日	165	279	412	466	274	1,596	3
	27日	153	361	467	526	280	1,787	
	28日	120	315	335	300	168	1,238	2

注 「佐賀新聞」大正7年8月24日～同年8月30日付による。

回発行をしたが、外米輸入が円滑にゆかなかったため、市の米安売り措置にも支障が出てきた。大正七年九月二十三日付の『佐賀新聞』に「市役所で取扱はれる外国米は何日来るのですか。両三日中にとり御挨拶からもう幾日です。何とか手をつけて戴きたいものです。内地米は高くて寄りつけませんし、とって外国米は一粒だってあるじゃなし、全く遣り切れません。折角なら一日も早く売出す様にして下さいませ。市役所係りの方にお願します」という投書を載せているが、外米に頼らざるをえない人々の実感がみられる。

佐賀県に配当される外米九千俵が長崎港に二十七日到着の予定となり、このうち佐賀市には二十六〇袋の割当があることから、外米売出しは十月十二日に開始される見込になったが、いままで施されてきた米麦廉売券制度の廃止が議論されるようになった。

内 地 米				
勸興	循誘	日新	赤松	計
石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合
2.600	1.130	—	15	5.245
300	750	250	500	1.960
280	—	320	570	1.570
100	440	220	430	1.230
6	29	—	4	42
6	35	7	16	64
10	19	8	19	59
8	25	7	11	53

九月九日に市会議員協議会を開き、救済会設置と会規程を定め、市会議員と外二〇人ほどからなる委員会を發足させた。この委員会は、救済必要者の資格査定と補給額の決定、米穀販売所設廢、救済資金運用、施米廉売割引現物受渡などに関する数量、金額の増減の決定などを行うものであった。なお、米安売りでは毎日一〇〇〇人から一二〇〇人前後が買入をなしていたが、九月十五日までの累計は八八六石二斗五升、金額一万二千六百七十七円八十七錢五厘、人数二万七二九三人におよんでいた。

九月二十日に、佐賀市は米券廉価購買券の第四

売は中止して新たに救済必要と認める者には九月一日から補給することにし、また俸給生活者の救済策を講じることを決めた。また九月二日は臨時市議会が開催され、佐賀市が行っている救済事業が議論された。市当局は、このなかで内帑金や民間義捐金の総額は四万円ほどになっていること及びこれまでの救済状態からして、一か月七千二百円出費する必要があることを報告し、また九月一日から補給範囲を倍数にしたことを説明した。この市会で当局は補給範囲をさらに広げるべきかどうかを問うたが、拡張説、延長説が出て、議論まとまらず、結局、市会議員、商業会議所員などで構成された救済会を設けて審議していくことになった。

佐賀市は、労働賃金が上がったことなどを理由に救済が必要でなくなったとして、米麦廉売券制度を廃止することにし、現に発行しているものも九月三十日限りの通用と定め、真に救済を要する者には再選考によって認定するとした。

十月一日には、佐賀市役所で午前九時から午後四時まで以外米販売が行われたが、それも米麦廉売券所持者に限り、価格も一升二十銭であった。

十月一日にしばらくぶりに売出された外米は多くの者が買いに出かけた。「予て品切れの爲め暫らく売出しを中止し居たると内地米の益々昂騰する状態にあるより、渴望者早朝より詰かけ、規定の午前九時より午後四時までの売出時間中に売上げたる数量一五石三斗四升にして、上芦町、米屋町、多布施町、東田代町、紺屋町、厘外町等は最も多量の購買者あり、上芦町の如きは一戸の洩れもなく買出したるか、全く購買者なかりし町は下今宿町と米屋町にて、猶ほ九月末廉売券交付者外にて気の毒乍ら謝絶せられたる向五十余名ありたり」と伝えている。内地米が騰貴してきた折から、外米に依存する人々が、外米売出しを切望していた様子がかがわれる。

米価は、九月以降騰貴し始めていた。駅通り瀬戸口商店の白米価格を『佐賀新聞』によってみると、九月三日が白米一升で一等四十銭二厘、二等三十九銭五厘、三等三十九銭二厘である。米騒動が各地で勃発していた折には、二等白米一升が三十六銭前後であったが、九月に入ると再び騒動前の高価格になっている。しかも、この米価騰貴は引続き、九月十日は一等四十一銭、二等四十銭三厘、三等四十銭になり、九月二十日は、一等四十二銭一厘、二等四十一銭四厘、三等四十一銭一厘と次第に上がり、十月八日には、一等四十六

銭五厘、二等四十五銭九厘、三等四十五銭一厘と騰貴している。

米価騰貴のため、市が実施した安売券所持者のみへの外米販売は悪評であった。次の投書文などは、けだしその事情を反映したものであった。つまり十月八日付の『佐賀新聞』には「私は特別三割増しの給与を受け現収入四十円余の家族五人を養ひつつ借屋に住する腰弁に候、今迄は外米の助けにより呼吸致し居候も、此頃は廉売券無くては買はれざる由にて非常に困まり居り候、何時に成れば外米が買はれるやら、之より愈々寒さに成るにつけ食の外に衣の事も考へねばならず、衣食足って礼節を知るとかや如何致せば宜しく候や、貴新聞社の威力を以て何とか御救助希上候（中略）我々にも外米買へる様御尽力御願申上候」とあり、米安売券所持者のみへの販売を、生活の実情から問題にし、その範囲を広げることを求めている。

このため、佐賀市は、外米入荷の見込がつかないこともあって、市内各戸に外米券を八日に発行し、六〇二七戸の市内各戸に五升券を渡した。一方困窮者七〇戸、二八四名には別に施米を出すことにした。

外米券による買入の状況は「売出場では朝来埒を結ぶやら、札方、金方、量り方などを増員して殺到勢に備へる手筈準備おさおさ怠りなく手具脛ひいた係り連中も小一時間も経たぬ間に最早へとへとといふ結果、迎も肩摩穀撃どころの騒ぎに非らず（中略）幾十台の保母車や米を包んだ布風呂敷やらが広い広場に散らかって、大供小供がうようよする。そんな光景が際限なき想に続いて午後四時を過ぎた」と十月十日付の『佐賀新聞』は報じている。

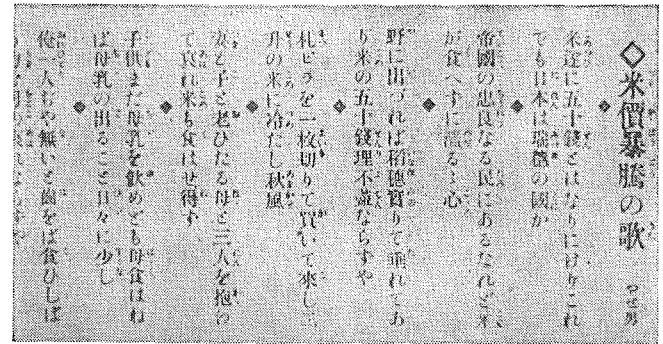
なかでも十五日は八五石四斗に達し、外米売出しは、更に三三二袋の外米配当があったため、十一月十一日から十五日までの五日間にも行われた。この折も一日ほぼ四〇〇四五石の外米が販売され、外米への需要

表(7) 外米市郡別配分数

市郡名	配当総数
佐賀市	3,375
佐賀郡	5,452
神埼郡	2,416
三基郡	3,311
小養城郡	4,017
東松浦郡	6,937
西松浦郡	3,675
杵島郡	4,822
藤津郡	3,403
佐賀県販売連合会	1,692

注 「佐賀新聞」大正7年11月13日付による。

佐賀県内では、実数では東松浦郡に最も多く配分されている。ところで米安売り廃止は政府の方針に基づくものであった。大正七年八月二十六日に小橋内務次官は、大芝佐賀県知事にあて「廉売方整理ニ関スル件」で通達を出した。この通達には米安売り政策について「過度ノ廉売ハ愈々米ノ消費ヲ増大シ其ノ配給上憂慮スヘキ事態ヲ誘起スル処モ有之ノミナラ



新聞報道された米価暴騰の歌（大正7年10月15日付「佐賀新聞」）

が依然として強かった。一方施米も七〇戸、二八〇人に対して八日から行われていたが、十日までに二五石八斗が支給されていた。米価は、依然として高値であった。この米価高値が庶民に与えた影響がきわめて大きかったことは、外米安売りに対して多数が詰めかけたことからもうかがわれるが、次のような歌にも率直に表明されている。『佐賀新聞』大正七年十月十五日付に「米価暴騰の歌やせ男」と題して

米遂に五十銭とはなりにけり これでも日本は瑞穂の国か
 帝国の忠良なる民にあるなれど 米が食へずに濫るゝ心
 野に出づれば稲穂実りて垂れてあり 米の五十銭理不尽ならずや
 札ピラを一枚切りて買って来し 二升の米に冷たし秋風
 妻と子と老ひたる母と三人を抱えて 哀れ米を食はせ得ず
 子供まだ母乳を飲めども母食はねば 母乳の出ること日々に少し
 俺一人ぢや無いと齒をば食ひしばり 力む男の哀れならずや

歌としての巧拙は別にして米価高騰に対する生活の実感がにじみ

でている。このような状況にありながら、外米安売りも廃止されることになった。

外米三三三袋が配当されたので、ここに外米券が配布され、二十五日から二十九日までの五日間売出しが行われたが「既報したる如く此度迄にて売出は本日限り全廢の都合なれば希望の人は間落ちせざる様買入るべし」と『佐賀新聞』大正七年十一月二十九日付に伝えており、二十九日をもって廃止が通告された。

しかし、この外米販売は十月も外米が入荷したため行われたが、十月八日と十日両日の販売高は、八日が四八石九斗二升、その金額九百七十円四十銭、十日が五一石四斗八升、千二百七十七円六十銭であった。これは従来の安売りの平均石数が三〇石前後であったことからすれば、二〇石も増加しており、その激増からして、市民が米価騰貴の折から、外米に対して大きな期待をかけていたことがうかがわれる。

米価騰貴の対策として八月より施行されていた外米安売りもついに廃止されたが、佐賀県で配当された外米総高は三万九一〇五袋に達したが、その市郡別配分は表(7)のようであった。

表(8) 米価騰貴による各村別救済者存在数

村名	救済を要する人員(A)	人口(B)	A/B	内配金額	政府配当救済金	佐賀県配当救済金
	人	人	%	円	円	円
北川副村	56	4,032	1.4	121	113	92
東川副村	436	5,296	8.2	166	155	126
新北川副村	282	5,015	5.6	161	151	122
中川副村	70	6,026	1.2	160	150	121
大詫間村	106	2,087	5.1	150	140	113
南川副村	530	7,811	6.8	208	195	157
西川副村	217	6,136	3.5	174	163	132
本庄	201	3,186	6.3	118	110	89
東与賀村	136	5,671	2.4	157	147	119
西与賀村	165	3,364	4.9	126	118	95
嘉瀬村	133	4,543	2.9	137	128	104
久保田村	155	7,213	2.1	183	171	138
神野村	178	4,792	3.7	150	140	113
巨勢村	165	2,416	6.8	110	103	83
鍋島村	78	5,279	1.5	139	130	105
兵庫村	135	5,002	2.7	141	132	107
高木村	92	3,090	2.9	105	98	80
春立村	112	3,480	3.2	135	126	102
金立村	132	3,829	3.4	142	133	108
久保泉村	64	4,160	1.5	140	131	106
川上村	49	7,237	0.7	183	171	138
小関村	29	2,841	1.0	147	138	111
小松村	68	2,732	2.5	157	147	119
計	3,589	105,238	3.4			

注 「救済を要する人員」「配当額」は『佐賀新聞』大正7年8月23日付、「人口」は『大正9年国勢調査報告、佐賀県』による。

まず米価騰貴により救済が必要と認定された者について八月二十日ごろの各村ごとの存在数をみれば表(8)のようである。

郡平均では現住人口に対する救済必要者は三・四パーセントであり、それほど多くない。しかしながら、村別ではかなり差があり、東川副村では八・二パーセントと郡内で最も高い比率を示し、救済必要者が四三〇人余り存在している。また南川副村では六・八パーセントで五三〇人、巨勢村も同じく六・八パーセントで一六五人が救済を必要としている。郡内で少ないのは、川上村で村内現住人口に対して〇・七パーセントにすぎなく、また小関村でも一パーセントである。しかし、比率

ス、救済ニ狎レテ忌ムヘキ倚頼心ヲ助長スル様ノ事アリテハ福根ヲ将来ニ貽スモノニ有之候」として米穀安売りを次第に整理することを指示し、その際とるべき方法として、

- 一、次第に米安売りを受ける者の範囲を縮小する。
 - 一、一人当りの買入れ分量を減減する。
 - 一、安売りを限定または時間を短縮する。
 - 一、米安売りの割引率を次第に引き下げる。
 - 一、雑穀混合の安売りを認め、または雑穀のみの安売りをを行う。
 - 一、安売りを停止しても差支えない地方は適当に期間を定め、安売りを中止する。
- という内容を示した。

この通達に基づき、佐賀県内務部長は各市郡長あてに九月十日に内務省の指示した米安売りの整理方法を指示して、従来行ってきた米安売りの整理に取りかかることを指示した。

さきにもたように、佐賀市では大正七年十一月二十九日で米安売中止が通告されたが、それも内務省の指示を実行したことによる。

3 佐賀郡内での救済対策

以上、主に佐賀市の米価騰貴に伴う生活困窮者などへの救済策をみてきたが、佐賀郡内の諸村でも規模は小さいが同じような施策が行われているので、それについて若干検討しておこう。

は少なくとも、川上村で四九人、小関村で二九人が救済を必要とされていることは、人道上からしても村当局が積極的な救済策をとることが肝要であることを示していた。いわんや東川副村や南川副村のように四〇〇〜五〇〇人におよぶ救済必要者がいることは、対応がきわめて緊急に行われるべきことが重大な課題であったことを意味していた。

こうして佐賀郡内でも米販売による困窮者の救済が行われるようになった。

東川副村では、佐賀セメントから千円の寄附があったことから、十八日に村会を開き、(一)、一升につき十銭の安売りをする、(二)、救済を要する家に対して安売り券を発行し、この券所持者は十銭安売りをなし、差額は村役場で支払うことを村内米穀商と交渉する、(三)、安売り券は一〇日分発行する、ということを決め、安売りを実施することにした。

神野村では、救済資金千六百二十円を基礎にして、白米一升十銭補助の切符を発行することをきめていた。

一方、久保田村では、救済委員五名を選任し、寄附金二千円を用いて一か月間救済期間を設け、極めて困窮している者に、一升につき十五銭の補助を、その外の困窮者には十銭を補助することにし、二十日からそれを実施した。

また、新北村では、寄附金三百七十五円をもって、困窮者に一日米四合の割で一升につき五銭の安売り券を二十一日から発行していた。

さらに鍋島村では、困窮者の度合を一等から四等に分け、一戸一日につき、一等三十五銭、二等三十銭、

三等二十五銭、四等十五銭の現金を二十二日から支給を始めていた。

西与賀村では、二十日に村会議員と区長の協議会を開き、内帑金、民間義捐金の伝達方法を話し合い、一、極貧者にたいしては、一升につき十銭、その外の困窮者には一升五銭の米安売り券を交付する、二、内帑金などの配布につき、被救済者全部を役場に集めて、主旨を説明する、三、救済は八月二十五日より開始する。と決めている、なおこの折に、十銭安売り券交付は三九戸、一九七人、五銭安売り券は二〇戸、九七人とされている、表(8)の救済を要する人員よりややふえているが、これは適用範囲を少し拡大したためである。

本庄村は八月二十三日に村会議員と区長の協議会を開き、一人一日四合の割合で、一升につき十銭の補助をなし、各集落ごとに穀類販売者を指定し、八月二十三日から補助を開始することを定めている。

西川副村は八月二十日に有志の懇談会を開き、村会議員、区長を評議員とする救済会を設け、村長を会長、役場収入役書記を幹事として運営をはかり、寄附の募集、救済資金の運用などに当たることとした。被救済者を甲乙二種に分け、甲には一升につき十銭、乙には五銭の米安売り券を交付した。甲に属するのは五六戸、二六〇人、乙には六一戸、三一七人で、二十三日から安売り券の支給をうけ、九月一日までには台湾米五石九斗四升、外米七石七斗二升の米が売られた。

このように、佐賀郡内の村々でも米安売りが行われているが、これら安売りも大正七年十二月ごろにはほぼ中止された。

佐賀郡内各村の米安売りの状況につき、大正八年二月二十六日に佐賀郡長が佐賀県知事あてに提出した報告書からみると、表(9)のようである。

表(9) 佐賀郡内各村の米安売り状況

村名	救済開始年 月日	救済停止年 月日	救済資金受入総額(A)	停止日における残存金額(B)	B/A %
北川副村	大正7年8月30日	大正7年10月13日	679円	15円83銭	2.3
東川副村	〃 8月19日	〃 12月28日	2,600円	—	—
新北川副村	〃 8月21日	〃 12月31日	1,253円50銭	422円74銭	33.7
新中大詫間村	〃 8月21日	〃 10月12日	655円	—	—
〃	〃 9月8日	〃 10月10日	518円	350円56銭	67.6
南川副村	〃 9月23日	大正8年2月3日	2,655円	183円50銭	6.9
西川副村	〃 8月23日	大正7年10月16日	2,932円	2,311円44銭	78.8
本庄賀村	〃 9月4日	〃 10月7日	808円	565円73銭	70.0
東与賀村	〃 8月27日	〃 10月10日	712円	360円18銭	50.5
西与賀村	〃 8月25日	〃 10月25日	1,364円	934円49銭	69.1
嘉瀬村	〃 8月26日	〃 12月24日	474円	—	—
久保野村	〃 8月21日	〃 12月5日	2,582円	577円15銭	22.3
神勢村	〃 8月21日	大正8年1月14日	2,586円	75円10銭	0.02
鍋島村	〃 8月16日	大正7年12月10日	708円	399円53銭	56.4
兵高村	〃 8月21日	〃 10月19日	1,295円	483円	37.3
庫瀬村	〃 9月10日	〃 10月15日	514円	—	—
木瀬村	〃 8月25日	〃 9月18日	494円	301円89銭	61.1
春日立保村	〃 8月26日	〃 12月25日	730円	469円	64.2
久保村	〃 8月27日	〃 10月25日	492円	—	—
川上村	〃 8月26日	〃 11月30日	484円	—	—
小松村	〃 8月25日	大正8年1月10日	1,132円4銭	594円74銭	52.5
〃	〃 9月11日	大正7年10月19日	908円	1円20銭	0.1
〃	〃 8月25日	〃 12月5日	544円	—	—
計			27,119円54銭	8,046円8銭	30.1

米安売り開始日は、村によって異なっているが、八月二十日から八月二十六、七日にかけてが多い。しかし、中には南川副村のように九月二十三日からというものもある。九月開始の村は五か村ある。一方、救済停止日では、十月に停止しているのが一か村、十一月が一か村、十二月が七か村、大正八年一月が二か村、二月が一か村という状況で、十月中に停止された村が比較的多い。その中で南川副村が大正七年九月二十三日から大正八年二月三日まで一三〇余日にわたって続いていたのや、川上村の大正七年八月二十五日から大正八年一月十日まで一四〇日ほど行われていたのが注目される。

米安売りによる救済は、このように停止されたが、それは救済資金の不足によるも

のでないことは、救済資金残額からみても明らかである。

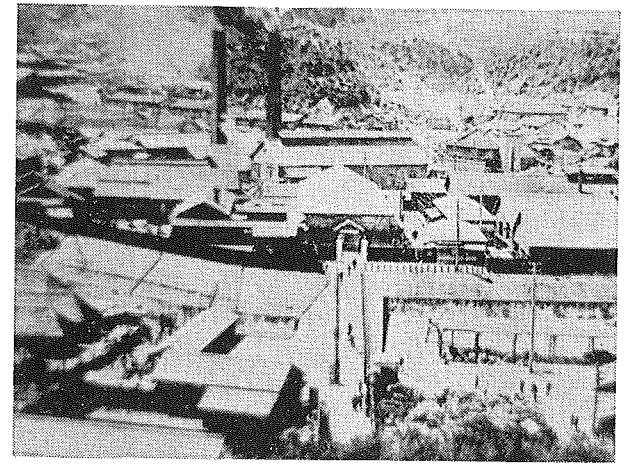
表(9)にあるように、救済資金の各村における受入総額は、西川副村の二千九百三十二円が筆頭で、嘉瀬村の四百七十四円が最低である。救済資金は、内帑金、政府配分民間義捐金、県配分民間義捐金、村内義捐金からなるが、村によって救済資金がかなり異なるのは、村内義捐金額が相違していたからである。

ところで、救済資金の救済活動停止日における残存金額は、西川副村の二千三百一十四円余りのように多い村と、松梅村の一円二十銭ときわめて少ない村及び全く残っていない村とがあり、東川副村、中川副村、嘉瀬村、金立村、久保泉村、小関村は、救済資金を全額支出している。

救済資金残額にかんがりの差が出ているが、これは救済資金額が村によって異なり、また救済必要人数も相違していたことによる。政府や県から配分があった義捐金は、村の人口に応じて配当されたため、あまり村ごとに異なることはなかったが、村内で集まった寄附金が違いため救済資金額に差が出たのであった。

大正七年(一九一八)九月十日現在の各村での寄附金額をみると、東川副村、西川副村、久保田村、神野村は二千円から二千二百円台の寄附があり、多額の寄附があった。これに次ぐのが西与賀村の八百八十三円、鍋島村の七百九十五円である。新北村、松梅村も五百円の寄附があった。

救済のために多くの寄附があったが、政府の救済整理の方針によって救済事業が中止されたため、これら寄附金も完全に消化することなく残す村々が多くでた。この残金の使途について、佐賀県へ報告している。それによれば、北川副村は十五円八十三銭の残金があるが、これを「極貧者へ全部分配支給ノ見込」として残存金額があまり多くないため、配分という仕組をとることにしたとみられる。配分の形態をとるの



北波多村に所在した芳谷炭坑

は北川副村だけであり、「救済資金トシテ積立置モノナリ」とするのが、新北村、大詫間村、西与賀村、巨勢村、鍋島村である。またどう使うか未定が、東与賀村、本庄村、久保田村、神野村、川上村、松梅村の各村である。救済資金がありながら、以後どう使うか定めていない。

救済を要する家庭のみならず、多くの住民が、米廉価販売によって大いに救われていたのに、この措置が中止されたことは、住民にとってあまり喜べることはなかった。

4 炭坑争議

佐賀県内の米騒動を激化させたものに炭坑争議があった。この騒動に陸軍歩兵第五十五聯隊(佐賀郡高木瀬村・現高木瀬町)が出動しているので、炭坑争議について若干みておこう。

佐賀県内の米騒動を激化させたものに炭坑争議があった。

大正七年八月二十二日午後八時三十分芳谷炭坑第二坑の炭坑労働者五〇〇名はストライキに入り、賃金引き上げと労働条件の改善を会社側に要求した。労働者側の要求を会社側がほぼ認めたことによって争議は

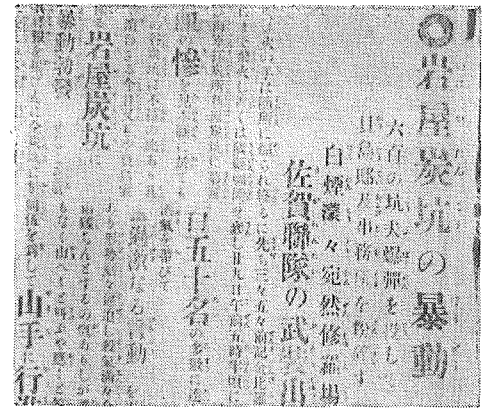
解決しているが、炭坑労働者のストライキは、佐賀県では従来余りなかった。今度の争議は、福岡県内の炭坑争議の影響と米価騰貴による生活難が大きく作用していた。八月十七日に福岡県田川郡添田町にある峠地炭坑において、炭坑労働者約三〇〇名が同坑内の物品配給所と鉱務署に押しかけ、商品、器具を破壊し、また十八日は同第一坑の坑夫三〇〇名が附近の物品配給所を打ち壊し、このため小倉師団の軍隊が出動するという事態があり、新聞に大きく報道された。これらが佐賀県内の炭坑争議にも大きく影響したとみなされる。

炭坑争議は、苛酷な労働条件のもとで呻吟していた労働者が、米価騰貴による生活の困窮が進んだことによって、日頃の不満がストライキ、炭坑物品販売所や事務所の破壊となって現われたものであった。

大正八年(一九一九)八月三十日付の『佐賀新聞』に「岩屋炭坑の暴動六百の坑夫爆弾を投じて貝島邸及事務所を粉砕す 白煙濛々宛然修羅場 佐賀聯隊の武装出動」というセンセーショナルな見出しで岩屋炭坑の争議を報道した。

争議は、二十八日午後十一時ごろ岩屋炭坑第二坑の坑夫組頭三〇人ほどが集まり、賃金引き上げや労働条件改善を要求することを話し合い、その要求事項を会社側に提出した。それは賃金三割増額、採炭現場への火薬類の十分な供給、炭坑で販売している日用品の二割引下げと商人の出入りの自由、炭車運転を確保すること、退坑を願ったときは直ちに認めること、などを要求していた。

この要求提出後第二坑の労働者の結集が続き、二十九日午前五時三十分ごろには五五〇人ほどに達した。この集団は同日午前十一時に炭坑事務所を攻撃し、また坑主貝島宅を破壊する行動にでた。この折には相知



岩屋炭坑の暴動の新聞報道
(大正7年8月30日付『佐賀新聞』)

炭坑からも一八〇〇余人が参加したといわれ、きわめて大規模な争議になった。このため警察官のみでは十分に対応できないとして、警察は五十五聯隊に出勤を求めたので、午後四時三十分佐賀発の列車で二個中隊が出動した。

岩屋炭坑の争議は隣接していた相知炭坑にも影響を与え、二十九日午後四時五十分ごろ坑夫交替時に坑夫は事務所、倉庫その他の建物を打ち壊し始めた。そのため軍隊一個中隊が相知炭坑に赴いた。

芳谷炭坑、岩屋炭坑、相知炭坑が同じ日に争議が起こったことは、炭坑労働者の要求が類似していたことを示している。なかでも芳谷炭坑ではついに軍隊と衝突し、軍隊の発砲した実弾のため坑夫二名が即死し、二名が重傷を負うという流血の事態になった。

また同じ日に杵島炭坑でも争議が起り、このため軍隊が出動した。

杵島炭坑では、二十九日午前二時本坑への入坑者が一旦入坑後全員が坑内から引揚げて集会し、また第二坑においても入坑せずに集会を開いて労働条件の改善などについて討議を行った。三十日午後九時ごろには本坑事務所と炭坑総務、鉱務主管、売炭主務三人の社宅を打ち壊す事態になり、更に倉庫、売店、映画館なども破壊し、その後第二坑では事務所が火災となり、四二戸が全焼、三五戸が半焼という惨事になった。武

雄警察署管内の巡查三五名、鹿島、嬉野、牛津、六角などからの応援巡查六〇数人が制止したが、一〇〇〇人余りの坑夫の前に効なく、このため五十五聯隊から武装兵士が自動車五台で二十九日午後十一時五十分に着き、また一個中隊が十二時三十分臨時列車で到着した。この軍隊の出動によって集合していた坑夫も解散を余儀なくされた。

この杵島炭坑の争議において、労働者側が出した要求は、一、採炭切賃を一箱につき従来より五〇パーセント引き上げ五十五銭にすること、一、白米価格を二十銭に値下げすること、一、露店の売値を三〇パーセント引き下げること、一、附ヶ飯代は一日三十銭に値下すること、一、菓代を無料にすること、などであった。労働条件の改善と米価引き下げ、物品値下げが要求されている。ここに米騒動と炭坑争議との結合があり、むしろ米騒動を最も象徴的な形で表現していたともいわれるゆえんがある。

炭坑争議が建物破壊を伴っていたことは、まだ労働組合の結成がなく、労働運動が未熟であったことを示していたが、同時に発生したことは、労働者階級の連帯性を示すものでもあった。このことは激化した運動こそなかったが、岩屋、相知、芳谷、杵島の各炭坑で争議が発生した折に、小城郡多久村多久炭坑でも「昨三十日夕刻より形勢不穏にて嚴重に警戒中なるが、目下の状勢にて或は大事に至るやも知れず」と大正七年八月三十一日付の『佐賀新聞』が伝えているように、連鎖的な動きがみられたことから明らかである。

また炭坑争議に際して軍隊が出動したことについては批判もあったようである。『佐賀新聞』の大正七年九月四日付の「暴動を前にして」と題する文の中で「軍隊が容易に動いたと言ふ事は、事の善し悪しに聞せず、何れは一議論のある可き事である。(中略)乗物の来る迄を此処に待って居た余は、肩に二個の星を着けた兵

士と語るの機会を發見したのである。彼は言った『是れ位の事に吾々を動かして貰っては甚だ迷惑します。吾々は全く国民と同一のものである。国民と吾々との間に薄紙一枚も無いのであります。夫れが斯う言ふ事で何かしら国民と軍隊と言ふ物が別の者の様に考へられる様になつたら大変だと思ひます』と言ふのであった。此の一兵卒の言、簡單にして率直な此言には実に味ふ可き多大な意味が含まれて居るのでは無かるうかと余は思考するのである」と述べている。軍隊出動について批判的な見解が新聞紙上に披瀝ひれきされていた。

(二) 労働問題と社会事業

1 労働問題と労働争議

第一次世界大戦による戦時景気は、佐賀市でも企業の新設や、工場の拡張などがあり、機械制工業がかなり發展した。このことは資本蓄積が進行したことを示すと共に、他方において労働者が増加したこともあった。資本主義的生産様式が導入されはしたが、そこに働く者の諸権利は必ずしも保障されていなかった。労働者は苛酷な労働条件の下に呻吟しんげんしなければならなかった。長時間労働、労働環境の劣悪さ、未成年労働者に対する不十分な規制などの改善すべき事項が多くあった。強い世論に押されて政府は明治三十五年（一九〇二）に工場法要項を發表して規制の方向をうちだし、明治四十三年に第二十六帝國議會に法案を提出した。この法案は、工場主特に紡績資本家の強い反対にあつて成立せず、翌年に女子深夜業の禁止な

どを骨抜きにすることによってようやく成立した。そのうえ、工場法の施行は大正五年（一九一六）九月一日とされ実施がおくられた。しかも同法違反を取締る監督制度は著しく不備であり、また雇傭労働者五人以下の工場には適用されないという極めて不十分なものであった。

工場法の施行に伴い、佐賀市や佐賀郡内でも一五人以上労働者を雇傭している工場では、それに応ずる措置をとることが必要になった。大正七年の米騒動の影響をうけて労働問題も重要な社会的問題になり、労働者階級の状況や労働条件のことが度々論じられるようになった。例えば佐賀県内の商工業の状況を取扱った雑誌『実業之佐賀』の大正八年六月一日発行の二巻六号には「工場法違反者」という見出しで工場法の問題にふれており、そこには「工場法の実施以来各種の工場が漸次改善されて行く事は甚だ喜ぶべき事であるが、尚多数の違反者を出してゐる。大正七年度には設備の不完全な点で検挙されたのが合計五百七十二件に及んでゐる。併し前年度の七百十五件に対比しては百三十七件の減少である。（中略）夫れに反し実質上の違反即ち十二歳未満者の使用禁止（二条）、十五歳未満者及び女子の十二時間以上の服業禁止（三条）、十五歳未満及び女子毎月二回の休業（七条）の規定に触れたるものは七年度が三百四十三件で、之を前年度百九十六件に比較し百四十七件増加と言ふ悪傾向を示している」と伝えている。また翌月七月一日付の二巻七号では「佐賀市と少年労働者」と題し佐賀市における年少労働者の問題が取り上げられているように、労働問題は重要な社会問題になってきた。『実業之佐賀』の二巻九号（大正八年九月一日刊）には「労働問題解決の先駆」と題し唐津鉄工所の施設改善について紹介しており、また同号で、「夜間労働と体重減退」という見出しで、農商務省工場監督官石原修が紡績会社の労働者八一人に対して行った夜間労働に従事した場合

◆ 夜間労働と体重減退

工場経営者の着目を要す

農商務省工場監督官石原修 せる、日本では産后休養させ、氏が訪談社職工八十一人になるので然も保護を興へない、就き調査した所に依れば、夜 従つて生活上已むを得ずして業一週間の体重減量は平均 労働しなればならなくなる

「実業の佐賀」に載った労働問題記事

の体重の減少についての調査結果を報じて、そのなかで、「婦人労働に就て最も重要視すべき事項は産婦であるが、^{ドレイ}独逸では産前産后八週間を休養させる。日本では産后休養させるので然も保護を与へない。従つて生活上已むを得ずして労働しなければならなくなる。

故に産婦の療養中補給の道を開くと共に休養時間を多くする必要がある。それから黄燐の中毒を受くる^{マツチ}燐寸工場の職工に対し生業を継続し能はざる者に対し我国では僅に百七十円を給与する規定になつてゐるが、今一層増額して充分の保護を与へて然るべきではあるまいか。又我国幼年労働者の最低年齢は満十二年以上としてゐるが、彼の外国では主に満十四歳以上となつてゐる、と同氏は語つてゐる」と伝え、日本の労働条件の劣悪さとその改善の必要性を指摘していた。

このような中であつて、日本電機鉄工は、大正八年九月五日の重役会で労賃問題を論議し賃金の引き上げを決定したが、それは次のような方針であつたと報道されている。つまり労使協調の方向を強めるために、相談役野口能毅と専務真崎悟一が総従業員を集めて、会社の内容を説明して協力を求めたというのである。労働問題に真剣に対応せざるをえなくなった様相がうかがえる。

当時佐賀県内諸会社における労働時間は十時間から十二時間であつたが、この労働時間の短縮が労働者にとっては切実な問題であつた。例えば佐賀商工会長古賀製次郎は「労働争議は結果の問題」と題する一文の

中で、国際労働会議準備委員会から日本に提起されている労働問題は九か条あるが、このうち最も問題になるのが時間短縮、失業予防救済、女子の雇傭、妊婦作業、夜業、幼年者雇傭、最低年限、白燐など有毒物質使用などの諸事項であると論じ、この中でも「此の時間短縮と言ふ事は目下問題の中心をなしてゐる」としている。彼は労働時間の短縮はイギリスあたりから問題になつてゐることであつて、労働時間が短縮すれば、余裕の出た時間を無暴な収入をえるために使うようになるであろうとして、労働時間短縮に賛成しない立場であつた。古賀製次郎の態度は使用者側の一般的な立場でもあつたとみなせるが、このような中であつて、労働者の強い要求によつて労働時間を短縮する企業も出てきた。例えば西松浦郡有田村の帝國窯業株式会社は、一〇時間であつた労働時間を八時間半にすることを決定しており、またその際、従来休日が月一日と十五日の二回でしかなかったのを、日曜日と祝祭日を公休日とすることとした。

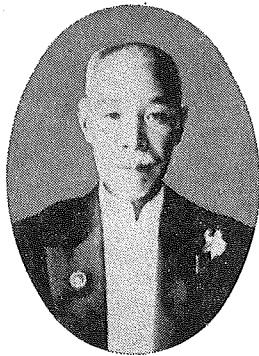
労働条件の改善を求める労働者の要求は、労働運動昂揚によつて更に強くなり、新聞や雑誌もそれを反映して、労働者の声を時々載せるようになった。大正八年十一月一日付の『実業之佐賀』には「女工の群に投

じてから」という見出しで、東京に就職した女性からの便りという形

式で労働条件について述べているが、その中で労働時間短縮について

「昼の休から夕方の退場の時間迄随分長い思いがします。十一時間が早く八時間になったらいいと夫れのみ思はれてなりません。米国に行

かれた田中さんが早く私達のために本当に理解ある味方となつて時間^{からだ}の短縮を貫徹して下さつたらどれ丈け^{からだ}が休まるか知れませんか。



古賀製次郎

休まる事は其の人の生活の充実を意味します。二六時中休みなしに働きづくめで人として何の生活上の楽しみがありません」という記事を載せている。このように労働問題が色々議論されるようになったが、以下に大正期における佐賀地域の労働争議をみてみよう。

「日本電機の優良職工七十名同盟罷業 手弁当で巨勢神社に立籠る 開閉器製作利益分配問題」との見出しで『佐賀新聞』大正十年六月六日付は、日本電機鉄工のストライキを報道した。同記事によれば、経緯は以下のようである。

日本電機鉄工株式会社戸上式自動開閉器製作部の労働者七〇余名が、六月三日ストライキを断行し、巨勢神社に集合して協議を行い、その結果、二八人は会社に対して辞表を出し、残りの者は六日もストライキを行っているとのもので、ストライキの原因は賃金制度にあった。従来同社開閉器製作部では固定給と請負による賃金制をとり、利益は会社と労働者が折半し、そのため労働者側は一人当最高月百三十円、最低八十円の所得を得ていた。これは同社電気部労働者との間にかんがりの賃金格差となっていた。会社側は職種間の賃金格差を縮小するという名目で、開閉器部の利益折半制を改め、収益の四分の一を労働者側に与え、その代りに固定給部分を若干引上げるということを五月三十一日に労働者側に通告した。これによって、労働者側は開閉器部利益の二五パーセントしか取得できなくなり、従来より半減することになった。そのため、六月一日と二日はこの問題協議のため怠業し、六月三日からストライキに入ったのである。

会社側はストライキに対して、大正九年（一九二〇）の欠損が三十二万八千円あり、その後十二万円補填しえたが、それは労働者の努力によるところが大きいこと、しかし、なお十五万円の欠損があり、株主にも

四年間無配当なので、労働者側の言い分だけを聞いてもらえないとし、不服者は退職してもらおうという態度を示した。

一方、労働者側は、開閉器製作では普通の者なら一か月ようやく七、八台であるのに同部労働者は二〇台を製作してきたこと、以前は同部の利益がかなり労働者側に渡されていたのに、大正十三年二月からは折半になり、更に六月には四分の一になったことから、それに承服できないとした。

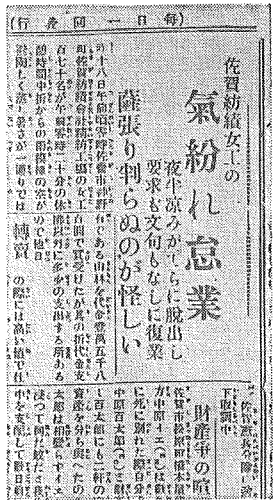
日本電機鉄工開閉器製作部のストライキの結末は不明であるが、同部が日本電機鉄工では収益をあげていた部門であるだけに、その利益配分をめぐって労働者側に不利に処置されるようになったことが大きな要因になっていた。

大正十年（一九二一）十月二十日から佐賀市洋服職工がストライキに入った。

佐賀市には洋服業者が四〇数軒あったが、業者らは同業組合として佐賀市洋服商工組合を結成していた。これに対して、洋服職工は店住み三〇数名、家庭職工が三〇数名がいたが、このうち前者の店住職工のみがストライキに入った。

職工らは賃金の二五パーセント〜三〇パーセントの値上げを要求していた。

洋服職工の賃金は、大正三年に物価が騰貴したことから引上げられたが、大正十年には、物価低落のことから店住み職工一〇パーセント、家庭職工二五パーセント引き下げられていた。この賃金引下げは、長崎、佐世保、佐賀各洋服業者の組合である西肥洋服商工聯合組合の協議によって定められたものであるが、それは福岡地域と比べてやや低額であった。そのため職工側が不満としたことから五パーセント引き上げられる



佐賀紡績女工のストライキ記事(大正12年7月19日付『佐賀新聞』)

二十日に回答が出されたが、それは同志会の入れるところとならず、二十日からストライキに入ったものである。二十二日に同志会は、第二回目の要求書を出したが、それは第一回目の時よりも賃金引上げ額を下げたものであった。これに対して佐賀市洋服同業組合は、二十三日に佐賀商業会議所で総会を開き、一、西肥洋服商工聯合組合に加入していることから単独に賃金改訂を行わず、聯合会委員会を開催した後、その決定による賃金を職工側に通告する、一、九州下関洋服商工聯合組合にストライキ参加の職工を雇傭しないことを要望する、との協議を行った。西肥洋服商工聯合会は佐賀市洋服同業組合の要求に基づき二十六日に委員会開催を加盟組合に通告した。この間に久留米の一洋服業者が同志会幹部に対して、職工雇入れの申し入れがあり、これに対して同組合が前記者に介入しないことを求める動きなどがあった。また洋服職工のストライキが新聞に報道されたこともあって、刑事や憲兵が調査に乗り出した。また店主の説得も行われたように、二十三日ごろにはストライキ中の職工の中から店に復帰する者が出てきた。二十四日夜にストライキは終わっている。

措置がとられた。大正十年後半期から物価騰貴の傾向があるとして、職工側は佐賀市技工同志会を組織し、この組織名でもって十月十二日に要求書及び品目別賃表を佐賀市洋服商工組合に提出して、二十日まで回答することを求めた。主な要求は三〇パーセントの賃金引上げであった。十月

大正十二年七月十九日付の『佐賀新聞』に「佐賀紡績女工の気紛れ怠業」というのが報道されている。

同年七月十八日夜、佐賀紡績会社精紡工場の女工一七〇名が午前零時二十分の休憩時間中につき外に出し、休憩時間終了後も帰職せず、関係者がストライキかと問題にしている所へ三々伍々に職場に戻ったというものであるが、会社側は単なる群集心理で納涼に出たに過ぎないとしたが、『佐賀新聞』ではこれは表向きのことで、内部的には問題が含まれている旨を伝えている。

労働問題が大きな社会問題になりつつあった折から、佐賀地域でも次第に組織だった労働者の争議が行われるようになった。大正十三年七月二十日付の『佐賀新聞』には「牛津板紙争議正当なる職工側の要求回答を遷延する会社側の不親切」なる記事を載せているが、これは小城郡牛津町所在の牛津板紙株式会社における労働条件をめぐる交渉を報じたものであった。

牛津板紙の従業員約百名は賃金支払日の確定、退職手当金、公傷手当金の支給を求めた要求書を会社側に提出していた。ストライキ又は怠業は行われていないが、団工会なる組織が作られ、その代表が交渉に当るといふ形態がとられた。

三回にわたる従業員総会の話合いに基づいて、団工会が組織されているが、これは十名の評議員、四名の幹事及び事務所部、工務部からそれぞれ選出された顧問二名により構成され、交渉委員は無記名投票によって選出した。

交渉委員は、七月十一日に会社側と交渉しているが、その折に出した要求は、一、六か月未満勤続者退職の場合は三十日分、一か年未満の場合五十日分、一か年以上の場合一か年毎に三日分を増すこと、一、半期

毎に五銭以上十銭を昇給すること、一、公傷の場合は日給額の半額を支給し、病院薬料は会社負担とすること、というものであった。

この交渉について、『佐賀新聞』は会社側の態度如何では、従業員が高圧的態度に出るかも知れず、いささか険悪な雲行きであると伝えていた。

大正十三年九月十七日に佐賀軌道株式会社、川上線の従業員三二名がストライキに入り、佐賀郡松梅村都渡城貸ボート事務所に集合するという労働争議が発生した。この要求は、同社運輸監督係草浦一次の監督が厳しく従業員に対して罰俸などを行っているので、同氏を退社させることを求めたものである。このストライキでは従業員三二名は会社側に辞表を提出し一斉退社という形態をとった。

会社側は、同社監査役野口勘三郎が交渉に当たり、要求を受け入れることになり、そのため従業員はストライキ体制を解除することになった。野口がこのことを報告すべく帰社した時は、すでに提出されていた辞表を受理する旨の通知をした後であった。このため会社側内部は二派に分かれ、辞職を認めるものと、円満解決をめざすものとで激しい論議がなされた。この時は意見がまとまらず、十九日に佐賀市神野町三溝の本社で再度協議がなされ、従業員は全員解雇する、しかしストライキ体制をとき復職を望む者は再雇傭する、ということまで話がまとまり、この結論をストライキ中の従業員に伝えた。従業員はこのことにつき協議し、結局その条件をのみ復職することになった。

このように、佐賀地域にも次第に時代の波にに応じて労働者の団結と労働条件改善の要求が強まっていた。

「戸上電機会社技工同盟罷業 給料二割増要求」の記事が大正十五年七月二十日付の『佐賀新聞』に載った。七月十六日に従業員五〇名が嘆願書を会社に出したが、会社側は理由なしとして、その要求を拒否したため、七月十九日正午には同盟罷業に入ったものである。

技工団の主な要求は、一、手当十二銭を俸給にすること、一、年二回(盆及び正月)に賞与金を出すこと、一、新入社技工を満一か月勤務後に本技工なみの手当金を支給すること、一、退職手当及び解雇手当金を出すこと、一、残業手当の適正化、一、争議費用の会社負担、一、争議に関して解雇者を出さないこと、などであった。賃金改正問題が中心であった。

これに対して会社側は、賃金体系が他会社と比べて劣っていないことを挙げ、要求を拒否した。二十一日午前に技工団に対して、二十四日から出勤すること、出勤しない者は解雇すること、などを伝えた。一方技工団は二十四日は一名も職場復帰しなかった。また生活維持のために日用品の行商を行い、争議は長期化する見通しとなった。しかし、八月一日に技工団は、争議指導者は退職するが、争議参加者を解雇しないことを会社側に申し出て、会社側もこれを承諾したことにより、この争議は終わった。

このように、佐賀地域においても、労働条件の維持改善を求めた労働者の争議が目立つようになったが、これは企業規模の拡大によって企業内の労働者数が増加し、それが労働者の組織化を進めさせ、まとまった行動をとれるようになったことの反映であった。ちなみに、大正十三年五月末現在での佐賀警察署管内での工場労働者の状況を大正十三年六月六日付『佐賀新聞』からみると、工場数四二工場、このうち、三工場は工場法の適用を受けないもの、七工場は休業中で、これら工場での労働者総数は三一三五人(男一四九六

人、女一六三九人）であり、主要工場では、佐賀紡績一七八〇人（男四一六人、女一三六四人）、谷口鉄工場三三〇人（男三一五人、女一五人）、日本電機鉄工二六〇人（男二二七人、女三三人）、佐賀麻糸紡績九四人（男三六人、女五八人）、佐賀綿ネル一二七人（男四〇人、女七七人）、真崎鉄工場六一人（男五七人、女四人）、玉川素麵三〇人、佐賀織布五七人、佐賀製菓三五人などである。一企業内での労働者数が多くなく、しかも二百人を越えるものが五企業あった。

労働運動の進展は、これら労働者数の増加によるところも大きい。他方、大正十二年六月の佐賀水平社の結成、大正十三年十月ごろの三養基郡における農民組合設立運動の推進などがあったように、社会的に労働問題と、農民問題が大きくなったことの反映でもあった。

参考文献

「実業之佐賀」二卷二号（大正八年十月一日）
「佐賀新聞」

2 社会事業活動の展開

佐賀市の社会事業は、第一次世界大戦の戦後不況によって経済活動が振わず、市民生活が不安をきたすようになったことから、その救済を目的として行われるようになった。事業活動には、中央常設市場の設置、市営住宅の建設、職業紹介所の開設などがあった。

中央常設市場は、大正八年（一九一九）七月大蔵省から低利資金三万円の融資を受けて日常品の需給を調節することを目的として白山町に創設された。

佐賀市常設市場は、「佐賀市常設市場規則」によって運営されたが、それは大正八年四月一日から施行になったもので、その第一条は「本市に常設市場ヲ設置シ、日用品ヲ販売シ、市価ノ調節ヲ図ルヲ以テ目的トス」とあり、市場価格の調節が意図されていた。常設市場の維持管理に関しては、第二条で「本市場ハ市長之ヲ管理シ、其維持ニ要スル経費ハ佐賀市社会事業資金ヨリ生ズル利子ヲ基礎トシ、特別会計トナス」と市長管轄下で佐賀市社会事業資金から維持費を賄うとしていた。

常設市場は、中央市場（松原町字八幡小路、大正八年七月設置）、西部市場（与賀町新地、大正九年八月設置）、新道市場（水ヶ江町新道、大正十年八月設置）、一ノ橋市場（松原町通小路、大正十年八月設置）、西ノ門市場（赤松町城内、大正十二年六月設置）、神野市場（神野町草場、大正十三年三月設置）の六か所が設置された。

常設市場における取扱い物品はおおむね日用品であり、佐賀市常設市場規則細則の第五条には「穀類、薪炭、醬油、果物、蔬菜、乾物、肉類、魚介類、鶏卵、荒物、砂糖、粉類、豆腐、こんにゃく及日用品等」となっていた。そして、これら物品の販売価格については、同細則第七条で「本市場に於ケル販売品ノ価格ハ市場職員ノ指定ニ依ル、若シ此ノ指定ニ服セズ又ハ不正ノ行為アリタルキハ警告ヲ与へ、尚ホ改メサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ」と規定してあるように、常設市場職員の指定になっていて、販売価格は指定価格品名ごとに公示することが義務づけられていた。

大正十五年における常設市場の状況は、店舗総数四七、その売上高二十六万一千五百九十三円で、このう

表(1) 佐賀職業紹介所における求人、求職、就職決定者数

項目	大正12年		大正13年		大正14年		大正15年	
	求人数	男 279	女 347	男 565	女 615	男 815	女 1,243	男 1,060
	計 626	計 1,180	計 1,180	計 2,058	計 2,058	計 2,955	計 2,955	計 2,955
求職者数	男 392	女 204	男 738	女 423	男 909	女 871	男 1,561	女 1,465
	計 596	計 1,161	計 1,161	計 1,780	計 1,780	計 3,026	計 3,026	計 3,026
就職者数	男 111	女 92	男 291	女 284	男 472	女 681	男 749	女 938
	計 203	計 575	計 575	計 1,153	計 1,153	計 1,687	計 1,687	計 1,687

注 『佐賀市社会事業要覧』19-24ページによる。

佐賀市における職業紹介所は、大正十一年十二月一日に白山町の中央常設市場内に仮事務所を設けて非公式に職業紹介を開始したのに始まる。その後大正十三年四月十九日には、職業紹介法による正式の認可を受け、同年八月一日に白山町西詰に事務所を新築して職業紹介事務を行うようになった。

大正十二年から同十五年までの佐賀市職業紹介所における求人、求職、就職者の斡旋状況をみると表(1)のようである。

大正十二年は職業紹介を始めて当初の年でもあったことから求人・求職数は多くないが、十三年になると増加して十二年の倍数になっている。この傾向は十四年、十五年も続き、求人数ではほぼ年々千人、求職者でも十五

る制度であり、昭和元年ごろには貸付総額二十四万五千円で戸数九二戸の住宅が住宅組合に貸付けられていた。

常設市場や市営住宅建設などによって、佐賀市は戦後恐慌による市民生活の困難を緩和しようとしたが、経済変動によって雇傭機会が必ずしも多くなかったため、市民生活の安定のためには職業紹介も欠かせない事項になってきた。

命保険積立金から三万円の融資をうけて一九戸の建築を行い、大正十二年六月には、それが竣工し、合計四二戸の市営住宅が建てられた。その後元神野村役場などを住宅に編入し、昭和二年に市営住宅は、赤松町城内に四三戸、神野町に二戸となった。

なお住宅問題に関しては、大正十年の住宅組合法発布に基づき、佐賀市では有限責任住宅組合の設立が進められた。これは県または市が政府から低利資金の融資をうけて住宅建設を進め、それを住宅組合に転貸す



佐賀市職業紹介所設立認可記事と求人案内 (大正13年4月25日付『佐賀新聞』)

ち、中央市場は店舗数一七、売上高十一万五千二百六十八円で六市場の筆頭を占め、次いで新道市場が一二店舗、売上高五万三千六百七円であり、その他の市場は四〇五店舗、売上高も二万円台であった。それゆえ、中央市場は常設市場の基軸的な役割を果たしていた。

常設市場設置は米騒動に象徴された物価変動に対応するための一施策として行われたものであるが、市民生活に資するためとして施行されたものに市営住宅の建設があった。

佐賀市営住宅は、家賃の高騰により住宅問題がやかましくなったことから、住宅難を解消するためとして、大正九年(一九二〇)九月大蔵省に出願し、そこから十二万円の資金供給をうけて二三戸を建設したのに始まる。以後大正十一年には簡易生

表(2) 佐賀職業紹介所の斡旋による就職決定者内訳 (昭和元年)

業種	就職先	男	女	計
工 鉱 業	績具業副品他	21	121	142
	身器工印	10		10
	械属版	38		38
	紡装機金製食そ	116	4	116
		40	30	44
		20	3	30
				23
土 木 建 築	工官雇他	1		1
	日 方 の	1		1
	大左土そ	14		14
		3		3
商 業	員役人商他	69	11	80
	雑雇	84	4	88
	店 店 の	42		42
	店 店 の	32	1	33
	店小商飲行そ	26		26
		12		12
戸内使用人	婢守仕使他	2	597	599
	子給小	16	70	70
	母生人の	8		8
		4	24	28
通 信 運 輸 業	員員業丁他	1		1
	業 業	4		4
	従 送 馬	4		4
	道 車 夫 の	5		5
	船鉄自運車そ	3		3
		1		1
雑 業	員員人人人業他	2	6	8
	金	28	19	47
	務護集達髪の	51	60	60
	交 交	27	2	53
	教事看外配理そ	2	6	33
	33	8	2	
			41	
	合 計	750	936	1,686

注「佐賀市社会事業要覧」45—49ページ。

年は十三年の約二・三倍にふえている。就職決定者も同様の傾向であり、年々倍増している。求人数では男よりも女に対する求人が多いが、求職者では男がやや多い。その人数に余り差がないことは、女性も次第に家庭から仕事に出る傾向が出てきたことを反映しているときみなされよう。一方、就職決定者では女が男より上回っているが、これは当時の職業から規定された要因が大きい。昭和元年の職業別就職者状況を表(2)からみれば、工鉱業、商業と戸内使用部門への就職が多い。このうち、工鉱業部門では紡績に女が一二一名、金属工業に男が一六名就職し、それぞれ男女に応じた職業についている。商業部門では男の就職が多い。一方、戸内使用部門では婢に五九七人、乳母子守に七〇人が就職し、女が圧倒的に多い。

このように、就職内容においては金属工業・商業には男性が、紡績・子守・婢には女性が就職しており、

女性の就業範囲はまだ限られていたが、それでも婢に多く雇われていることは、家計補助的な業務にも従事しなければ生計が維持しがたい層が多かったことを反映するものであった。

職業紹介所の設置にみられるように、社会問題に対応する措置がようやくとられるようになったが、大正十三年四月の佐賀県社会事業協会の設立にも、その動きの一端がみられた。これは救貧防貧を目的としたもので、佐賀市長が副会長に、助役を方面委員長に当て、市内を五方面に分けて各方面ごとに一名の職員が管轄内の救貧事業を掌るというものであった。昭和元年では救恤を要する者への施米には延人員で四五人、済生会施療患者七人などの救済事業が行われた。

(三) 戸数・人口・就業構造の変化

佐賀市の明治末期から大正十五年(一九二六)までの戸数及び人口の変化をみると、表(1)のようである。大正八年とそれ以前では統計様式が異なっているため、それに留意して表(1)を検討する必要があるが、佐賀市では戸数、人口ともに増加している。特に大正十一年に著しくふえているが、これは神野村を佐賀市に合併したためである。

大正元年が戸数五六三三戸、人口三万五五七五人であったのに対して、大正七年には戸数は五九八四戸、人口三万五七七八人となっている。また大正十五年には戸数八一七九戸、人口四万三四〇七人とあり、戸数も八千戸台、人口で四万人台に達し、神野村合併などによってかなり戸数や人口が増えた。

表(3) 佐賀郡内各村の就業変化

村名	農 業			工 業			商 業			総 計		
	大正6年	大正9年	増加率	大正6年	大正9年	増加率	大正6年	大正9年	増加率	大正6年	大正9年	増加率
北川副	223	283	27%	81	157	93%	159	130	△19%	684	682	△0.3%
東川副	257	264	3%	171	180	5%	239	251	5%	895	892	△0.4%
新北副	210	195	△7%	113	136	20%	169	162	△4%	756	747	△1.2%
中川副	278	332	19%	51	43	△16%	329	120	△64%	775	733	△5.3%
大詫間	243	235	△3%	28	23	△18%	35	34	△3%	394	370	△6%
南川副	614	516	△19%	112	112	0%	149	173	16%	1,149	1,101	△4.2%
西川副	307	416	35%	91	81	11%	198	131	△44%	886	852	△3.8%
本庄	298	338	13%	48	40	△17%	27	36	33%	563	565	0.3%
東与賀	436	439	0.6%	14	27	93%	159	135	△15%	866	848	△2%
西与賀	185	176	△5%	88	81	△8%	193	139	△28%	602	562	△7%
嘉久保	352	339	△4%	88	88	0%	104	150	44%	710	709	△0.2%
久保	508	513	1%	135	128	△5%	265	250	△6%	1,186	1,135	△4.4%
神野	153	143	△7%	86	161	87%	201	264	31%	818	974	19%
巨勢	143	158	10%	63	87	38%	49	52	6%	361	393	9%
鍋島	657	564	△14%	3	11	236%	13	29	123%	732	721	△1.5%
兵庫	651	634	△3%	16	15	△6%	35	25	△30%	800	752	△6%
高木	313	294	△6%	53	50	△5%	59	69	17%	571	600	5%
春立	337	381	13%	80	66	△18%	125	104	△17%	668	670	0.2%
久保	303	330	9%	35	55	57%	29	135	20%	537	520	△3.2%
川上	438	467	6%	95	76	△20%	45	90	100%	704	698	△0.9%
松小	842	806	△4%	31	116	274%	122	98	△20%	1,114	1,121	0.6%
合 計	8,423	8,517	1%	1,536	1,773	15%	2,792	2,333	△17%	16,686	16,417	△1.6%

注 『佐賀郡統計要覧』大正6年、9年による。

『佐賀県統計書』からみると、農業二〇六戸、商業一九九三戸、漁業三戸、交通運輸業四〇五戸、軍人官公吏四〇五戸、雑業一三九七戸となっており、やはり商業と工業の就業戸数が多い。

以上のような人口変動が就業構造とどうかかわっているかを、次に検討しておく。

佐賀郡内各村の大正六年と大正九年の農業、工業、商業への就業人口を示すと、表(3)のようである。

農業部門では、佐賀郡全体で一パーセントほどしかふえていないので、就業人口の変動はほとんどないとみなすことができる。しかし郡内の村々では就業人口がふえている村

佐賀市の職業構成は、明治末、大正初年では表(2)のようである。

農業就業戸数はさすがに少ない。商業戸数が比較的多いのは、旧城下町として商業的機能が高かったことを反映しているが、工業戸数もかなり存在することは、手工業的位置も高かったことを示している。また雑業戸数が農工商業戸数を上回っていることは、多様な職業に従事していた人々が多かったことを明示するものである。

大正九年『国勢調査報告』から、大正九年の佐賀市の本就業者男女合計数を本業者のみにしてみれば、総数一万三三七四人のうち、農業三七三人、水産業二〇二人、工業三八九六六、商業三五七三人、交通業七〇〇人、公務、自由業一五一六人が主な就業人口である。工業部門での就業者が商業部門を上回っていて、第一次世界大戦の影響による工場設立の結果が、この部門にも反映した内容になっている。

表(1) 佐賀の戸数・人口変動

年	戸 数	現住人口
明治43年	5,538	35,067
44年	5,615	35,109
大正元年	5,633	35,575
2年	5,618	36,094
3年	5,684	34,550
4年	5,846	35,042
5年	5,918	35,415
6年	6,002	36,042
7年	5,984	35,678
※ 8年	6,130	33,526
9年	6,365	34,521
10年	6,447	34,744
11年	7,473	38,483
12年	7,972	39,003
13年	7,957	39,452
14年	8,028	41,859
15年	8,179	43,407

注 『佐賀市史』下巻(昭和27年刊)による。

1) 大正8年からは、それ以前と統計様式が異なっている。

表(2) 明治末・大正初年の佐賀市職業構成

年	農 業	商 業	工 業	漁 業	雑 業	計
明治43年	30	786	536	—	1,660	3,012
44年	30	764	540	—	1,788	3,122
大正元年	30	775	542	—	1,777	3,124
2年	25	775	543	—	1,764	3,107

注 『佐賀県統計書』各年による。

と減少している村がある。増加しているのは、北川副、東川副、中川副、西川副、本庄、東与賀、久保田、巨勢、春日、金立、久保泉、小関の村々である。このなかでも北川副村は二七パーセント、西川副村は三五パーセントの増加である。

一方、減少しているのは、新北、大詫間、南川副、西与賀、嘉瀬、神野、鍋島、兵庫、高木瀬、川上、松梅の村々であり、とりわけ南川副村は一九パーセント、鍋島村は一四パーセントの減少である。

農業部門での就業人口の変動が村によって異なっていることは、変動要因が必ずしも一律でないことを示しているが、この関連を工業、商業への就業戸数の変化との対応でみておくと、以下のようなものである。

佐賀郡としては、工業戸数は大正六年から大正九年の三か年間に一五パーセント増えている。農業人口の停滞的状况に対して対照的である。北川副、東与賀、神野、鍋島、金立、川上の村々が顕著に工業戸数がふえている。なかでも鍋島村は三・三倍、川上村は三・七倍の増加率であるが、鍋島村の場合は、三戸から一戸になったことから増加率としては高いが、実数からすれば多くないことに留意する必要がある。川上村の場合は、三一戸より一一六戸の増加であり顕著に実数においてもふえている。養蚕製紙業の影響によるものとみなせよう。

一方、工業戸数が減少している村は、中川副、大詫間、本庄、西与賀、久保田、兵庫、高木瀬、春日、久保泉、松梅、小関の各村である。なかでも、中川副、大詫間、本庄、春日、小関は一五〜一八パーセントの減少率であり、かなり工業部門への就業戸数が減っている。これらの村々は、大詫間村を除きいずれも農家戸数が増えているところから、農業への専業化が強まっていることがうかがえる。

商業部門への就業戸数の変動では、佐賀郡では一七パーセント減少している。農業、工業への就業戸数が郡段階ではふえているのに、商業戸数が減っているのは特徴的である。この減少の様相も村によって異なり、四〇パーセント以上の減少となっているのが三か村（中川副村、西川副村、小関村）あり、三か年間の減少率としてはきわめて高い。一方増加した村々でも、その変動差が大きい。鍋島村では二・二倍、久保泉村は倍化といったように増加率が大きい。

以上のように、農業、工業、商業の各就業戸数を大正六年を基準にした大正九年の状況は、村々でかなり異なった変動を示していた。このなかで、農、工、商三部門とも就業人口がふえたのは、東川副、巨勢、金立の三村であり、他は一部ないし二部門が減少している。農業部門のみで就業戸数が減少しているのは、南川副、嘉瀬、神野、鍋島の村々である。これらの村々は商工業化が進んだ大正中期の状況を反映した就業変化を示している。一方工業部門への就業戸数のみが増加したのは、川上村だけである。また商業戸数のみがふえたのは、南川副、嘉瀬、高木瀬の三村である。農業就業戸数が減り、商工業部門への就業戸数がふえているのは、神野、巨勢、鍋島の三村である。これらの村々は商工業が進んだ村々であるといなせる。

就業構造が大正六年から九年にかけてかなり変動したことは、各村の現住戸数との関連をみれば明らかになる。

表(4)には大正六年と九年についての現住戸数を示しているが、それによれば、現住戸数が減少している村が多く、佐賀郡全体では二パーセントの減少である。それゆえ、減少しているとしても、その減少率はきわめて低い。中川副、大詫間、南川副、西与賀、高木瀬、松梅、小関の各村は五〜七パーセントの減少で、佐

表(4) 佐賀郡内各村の農・工・商就業戸数の現住戸数にたいする比率

村名	大正9年			大正6年		
	農業	工業	商業	農業	工業	商業
北川副	41%	23%	19%	32%	8%	23%
東川副	29	20	28	28	19	28
新川副	26	18	21	28	15	22
中大川副	45	6	16	36	6	42
大川副	63	6	9	62	7	9
南川副	46	10	16	53	10	13
西川副	49	9	15	35	10	22
本庄	60	7	6	53	8	5
東与賀	52	3	16	50	1.6	18
西与賀	31	14	25	30	14	32
嘉瀬	48	12	21	49	12	14
久保	45	11	22	43	11	22
神野	16	16	20	19	10	24
巨勢	40	22	13	39	17	13
高木	78	1	4	89	0.4	1.7
鍋島	84	2	3	81	2	4
庫	49	8	11	55	9	10
高木	57	10	15	50	12	19
金立	63	10	7	56	6	5
久保	67	11	13	62	13	6
上梅	72	10	9	75	3	11
小関	67	5	11	68	5	12
佐賀郡	52	11	14	50	9	17

数変化はないとみなすことができる。とすれば、さきに見た村々の農、工、商各部門の大正六年から大正九年にかけての就業戸数の変化は、村内自体の就業構造の変化をあらわしていると思われる。

そこで、大正九年の就業構造をみれば表(4)のようである。これは現住戸数に対して農、工、商就業戸数の比率を表(3)の実数をもとにして作成したものである。

佐賀郡全体では、農、工、商の就業比率は農業五二パーセント、工業一一パーセント、商業一四パーセントであり、農業の比率がやはり高い。郡平均以上に農業部門に就業しているのは、大詫間、本庄、鍋島、兵

庫、春日、金立、久保泉、川上、松梅、小関の村々である。なかでも、鍋島、兵庫、川上、小関の各村は七〇パーセント以上が農業に就業している。郡平均以下は、北川副、東川副、新北、中川副、南川副、西川副、西与賀、嘉瀬、久保田、神野、巨勢、高木瀬の村々である。これからして、佐賀郡南部地域が農業就業戸数が比較的少なく、北部が高いことがうかがえる。

工業部門での就業比率では、北川副、東川副、新北、西与賀、嘉瀬、神野、巨勢の村々が郡平均以上の就業率である。特に北川副、東川副、巨勢の村々は郡平均のほぼ二倍以上である。一方中川副、大詫間、東与賀、鍋島、兵庫、松梅、小関の諸村は郡平均の半分以下であり、工業部門への就業比率が低い。南部地域が工業部門への就業比率が高いことがうかがえる。

商業部門では、郡平均以上の就業率がみられるのは、北川副、東川副、新北、中川副、南川副、西川副、東与賀、西与賀、嘉瀬、久保田、神野、春日の各村である。従って佐賀郡南部地域が商業部門への就業比率が高い。

以上からして、佐賀郡南部は商工業の比率が高く、北部は逆に農業の占める比率が大きいうかがえる。

このような地域構造の形成は、幕藩体制期に南部地域に有明海に接した津町があり、商品流通の拠点であったことから、南部地域に商業部門への就業戸数が多いという歴史的要因によることも大きい。大正中期に進行した製造業での企業設立の影響も無視できない。

大正六年の就業構造と大正九年のそれとを比較すると、郡段階では、農業、工業両部門がややふえ、商業

賀郡内では比較的減り方が大きい。これに対して、神野、巨勢、高木瀬の村々ではふえており、なかでも神野村は一九パーセントも増加している。先述のように、やはり新設企業としての佐賀紡績、九州麻糸紡績、佐賀織布などが神野村に設立されたことによる影響とみられる。

ところで、神野村を除き、ほかの村々では現住戸数の変動率がほぼ七パーセントなので、あまり大きな戸

表(6) 佐賀郡内村々の人口変動

村名	大正14年	昭和5年	昭和10年	昭和15年
北川副村	4,242	4,187	4,071	3,840
東川副村	5,235	4,845	4,541	4,468
新北村	4,212	4,441	4,210	4,364
中川副村	4,181	4,181	3,916	3,958
大詫間村	2,029	2,173	2,118	2,151
南川副村	6,521	6,616	6,917	6,895
西川副村	5,090	5,183	5,094	4,977
本庄村	3,373	3,621	3,674	3,675
東与賀村	5,175	5,436	5,624	5,527
西与賀村	3,423	3,424	3,202	3,008
嘉瀬村	4,216	4,167	4,085	4,007
久保田村	6,718	7,110	6,791	8,069
巨勢村	2,315	2,266	2,339	2,252
鍋島村	4,246	4,383	4,335	4,288
兵庫村	4,398	4,346	4,356	4,372
高木瀬村	3,723	3,778	3,941	3,514
春日村	3,909	4,027	4,136	3,905
金立村	3,028	3,076	3,251	3,181
久保泉村	3,778	3,502	3,828	3,728
川上村	6,448	6,472	6,457	5,718
松梅村	2,572	2,620	2,491	2,157
小関村	2,261	2,086	2,068	1,983
佐賀郡	91,093	91,940	91,445	90,037

注 『佐賀県統計書』昭和27年による。

佐賀郡全体では大正十四年が九万一〇九三人であったのが、昭和五年には九万一九四〇人と八四七人増えている。しかし、昭和十年には九万一四四五人となつて四九五八減り、更に昭和十五年には九万〇〇三七人と昭和五年に比べて一九〇三人減少している。そのうえ、佐賀郡では昭和五年が一応のピークとなっている。佐賀郡内村別では、その人口変動も同様ではないが概して、昭和十五年には昭和五年よりも人口

も四万四六六二人から五万一八四七人と五千人以上増加している。一方、佐賀郡内の各村における人口変化を大正十四年から昭和十五年まで五年おきにみれば、表(6)のようである。

表(5) 佐賀市の戸数・人口変動

年	戸数	人口
昭和2年	9,012	44,662
5年	9,211	46,643
6年	9,073	45,925
7年	9,027	47,789
8年	9,120	49,743
9年	9,168	48,774
10年	9,238	49,084
11年	9,318	49,673
12年	9,458	50,540
13年	9,496	50,903
14年	9,711	51,847

注 『佐賀市史』下巻(昭和27年刊)による。

以上のように、工業部門の就業比率が高まっている。大正中期の機械制工業の進展を反映した就業構造の変化である。昭和二年から同十四年までの佐賀市の戸数、人口変化をみれば表(5)のようである。昭和二年には戸数九〇一二であるが、これが昭和十四年には九七一戸になり、七百戸ほどふえている。また人口

が少し低下している。農業就業戸数が五〇パーセントをこえるのは、大正六年で一三村(大詫間、南川副、本庄、東与賀、鍋島、兵庫、高木瀬、春日、金立、久保泉、川上、松梅、小関)であるが、大正九年には一一村(大詫間、本庄、東与賀、鍋島、兵庫、春日、金立、久保泉、川上、松梅、小関)で大正六年に比べてやや少なくなっている。工業部門では、就業比率がほぼ二〇パーセントであるのは、大正六年で一村(東川副)であるが、大正九年では四村(北川副、東川副、新北、巨勢)と三村ふえている。東川副村には佐賀セメント、江口製材(セメント樽材製造、従業員大正九年で二五人)があり、新北村は森田酒造場(従業員一四人)などがあり、巨勢村には真崎鉄工場が存在していた。これら諸製造工場が村内の工業部門就業戸数増加に若干の影響を与えているとみれる。商業部門では、就業比率二〇パーセントをこえるのが八村(北川副、東川副、新北、中川副、西川副、西与賀、神野、久保田)であるが、大正九年には六村(東川副、新北、西与賀、嘉瀬、久保田、神野)と二村減っている。

が減っている村々が多い。この中にあって増加傾向を辿っているのは、南川副村、本庄村、東与賀村などであり、一貫して減少しているのが北川副村、東川副村、嘉瀬村、小関村などである。

佐賀市は増加、佐賀郡は停滞ないし減少というのが昭和二年から昭和十五年にかけての人口趨勢である。以上のように、大正中期から人口、就業構造が変化しているが、これは新企業の設立による影響であり、佐賀地域の構造も転換しつつあったことがうかがえる。

全体としては、佐賀市郡ともに人口変動は余り激しくなかったが、これは大正中期に諸企業の設立がありながらも、その規模が佐賀紡績を除いて大きくなく、就業構成を大幅に変化されるまでに至っていないことに由来していた。また昭和期においても日本経済の不振によって就業の機会が増えず、満州事変以後の軍事化の進行も人口の流出入に大きな影響を与えるまでにならなかったことを反映していた。

四 佐賀農業の発展

(一) 大正前期農業の苦闘

1 農業生産力の停滞

大正期にはいってからの佐賀平坦地農業は、はなはだ停滞的であった。明治末期には多肥・優良品種の普及等若干の技術進歩があったし、米の反当収量も多少は上昇した。しかし、その後は他の地域がひきつづいて上昇の気運をみせていたのに対し、この地域は見るべき動きはなく停滞に転じた。すなわち表(1)によると、明治末年から大正十年前後にかけての伸びはにぶい。佐賀・神埼の両郡を佐賀平坦の代表とすれば、この両郡はこの間の伸び率は一〇四を示すにすぎない。これに対して東・西松浦郡が約一一〇、白石平坦の杵島郡では一二七である。基準年次にすでに二石四斗水準にあった佐賀郡と、まだ一石八斗水準しかないこれらとは、おのずと伸び率は異なるであろうが、その差が認められつつあったことは明らかである。

すでに第三巻で述べたように、明治三十七年(一九〇四)に県は「農業改善七大項目(病害虫防除、苗代